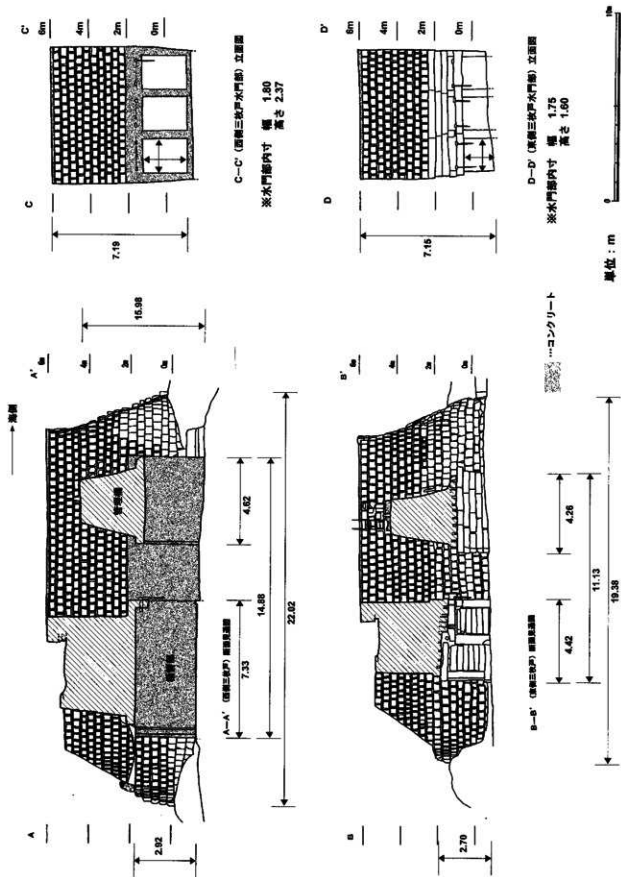
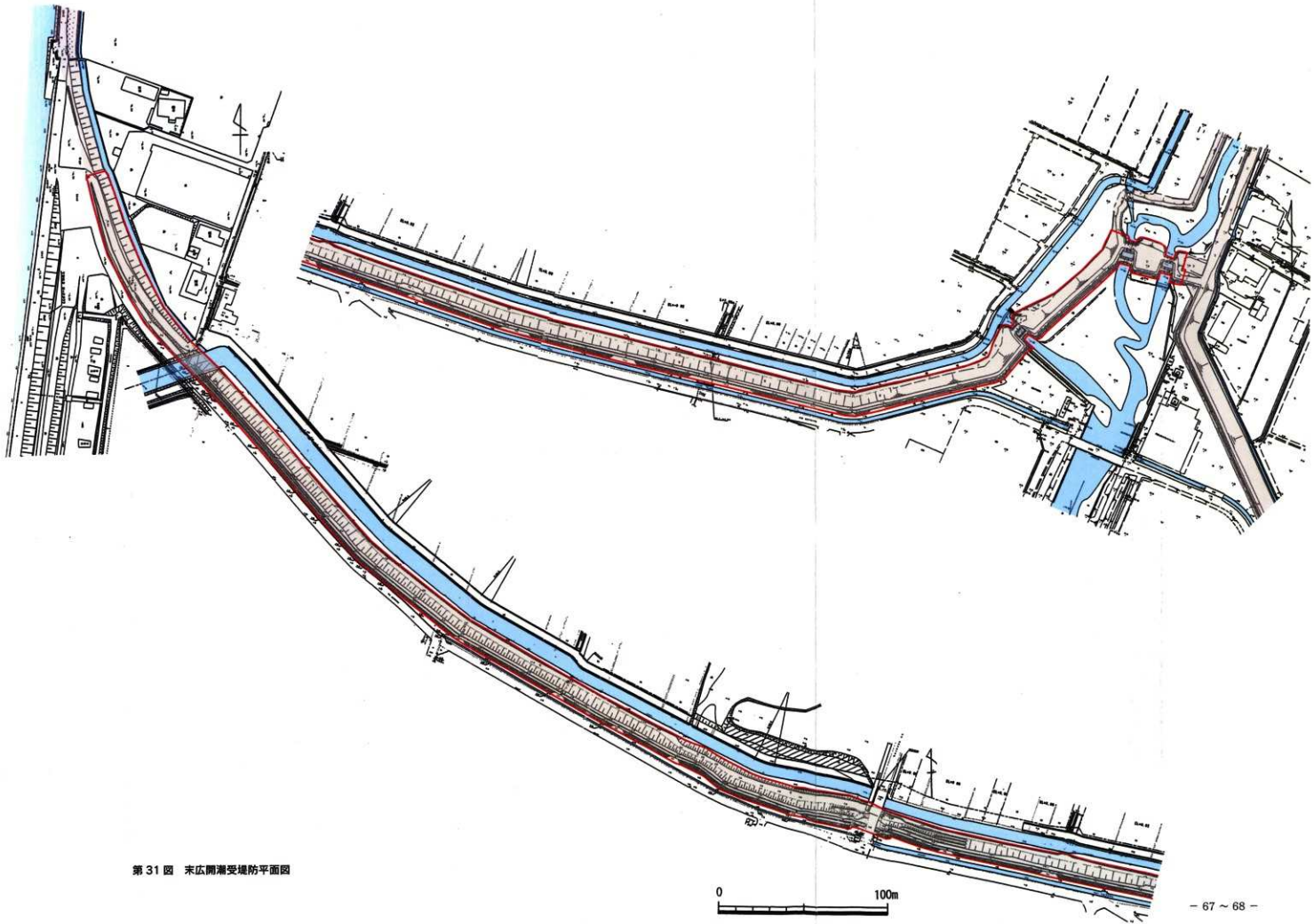


第29図 末広開東西三枚戸樋門下部平面図



第30図 末広開東西三枚戸礎門計測図

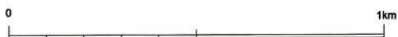


第 31 图 未広開港受堤防平面図





赤：指定範囲



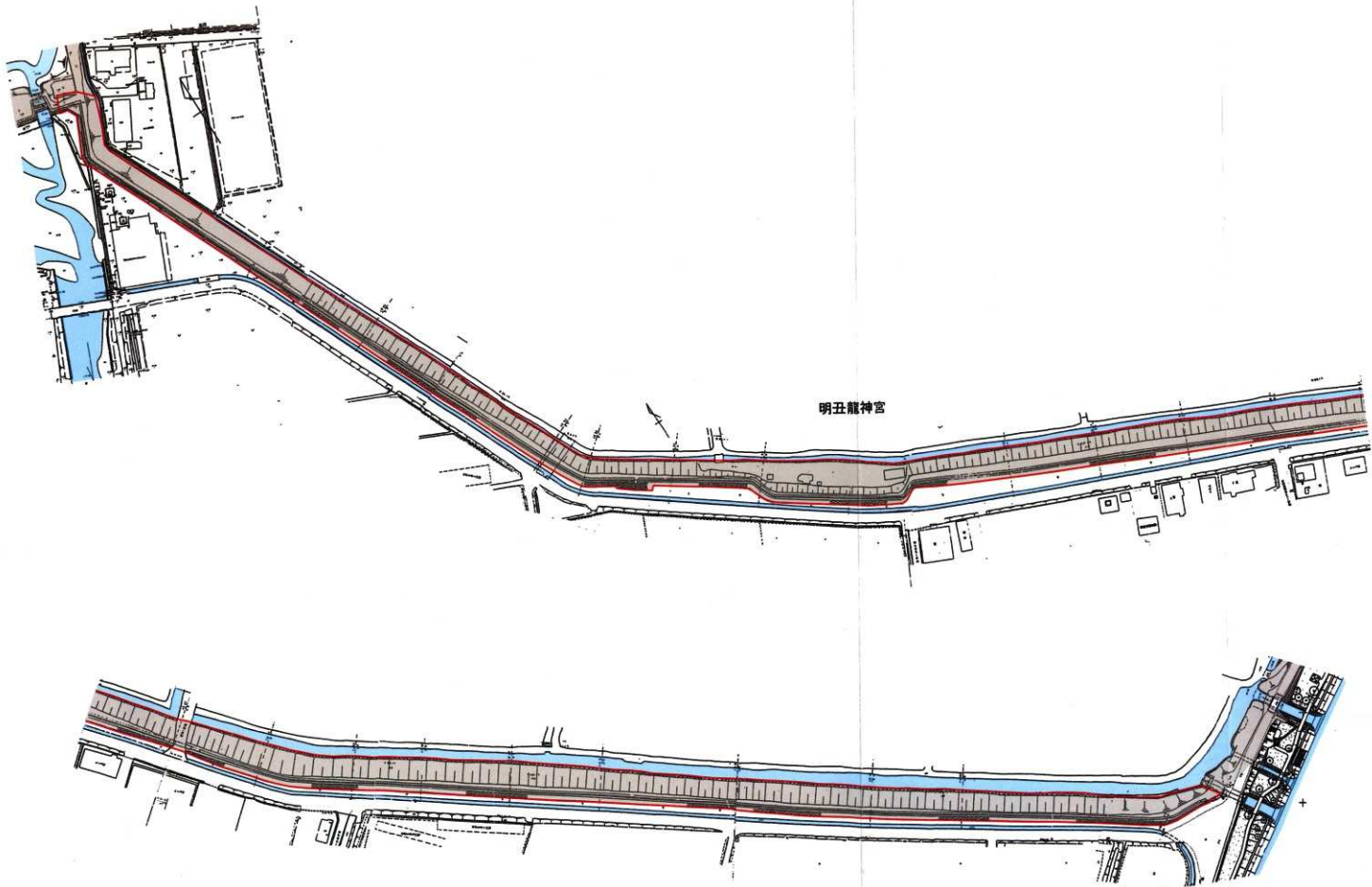
第32図 明丑開全体図



0 1km

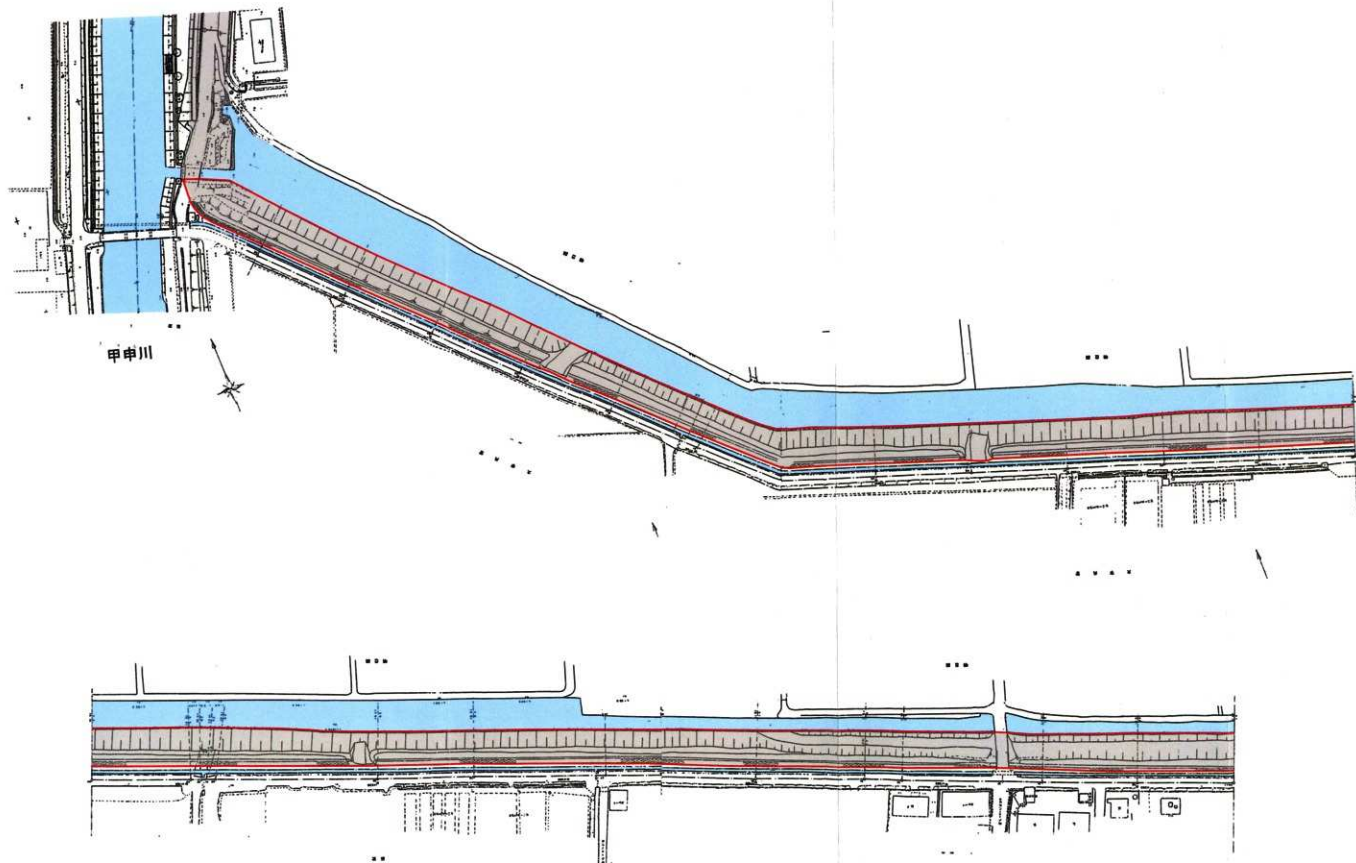
赤：提案線

第33図 明渠・大堤開全体図

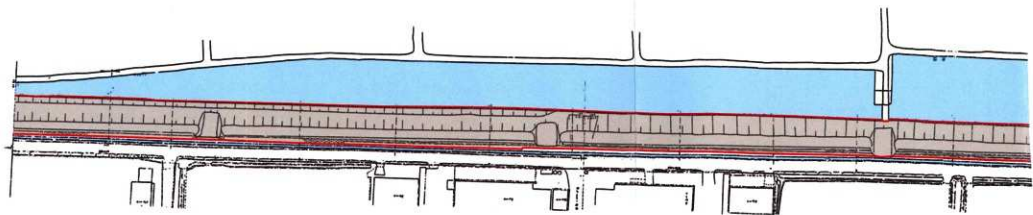


第 34 図 明丑開瀬受堤防平面図

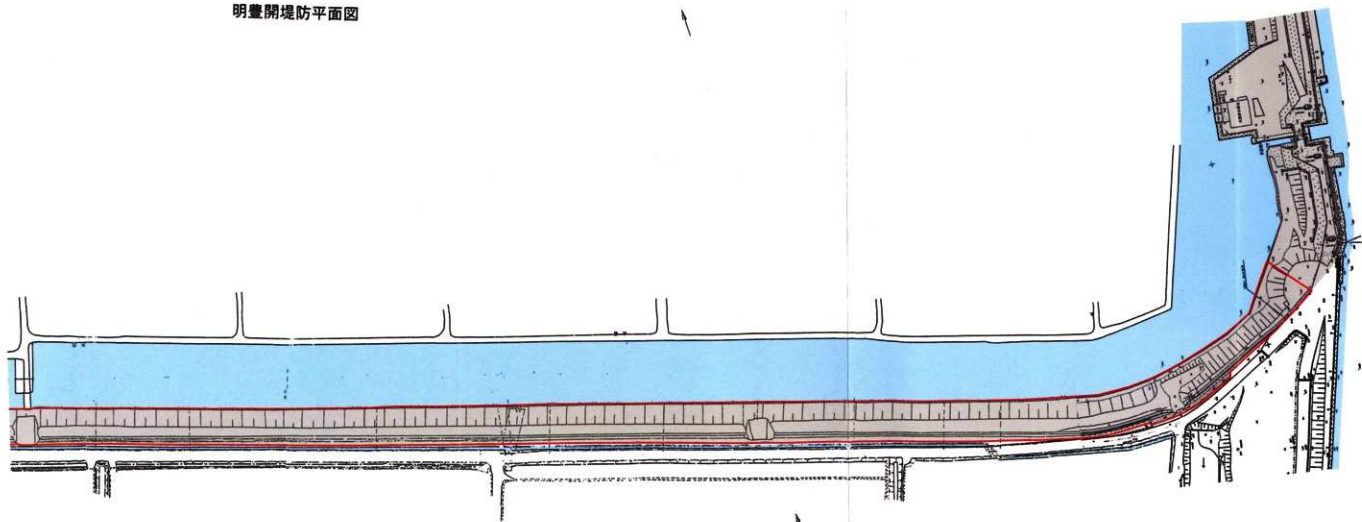




第 35 図 明豊開港受場防平面図



明豐開堤防平面圖

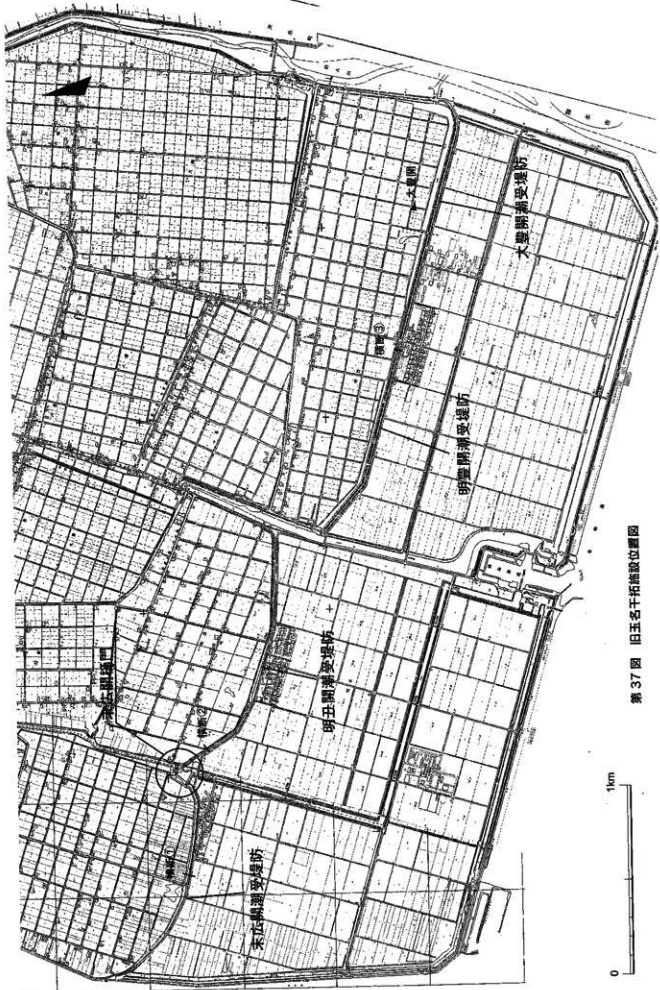


大豐開堤防平面圖



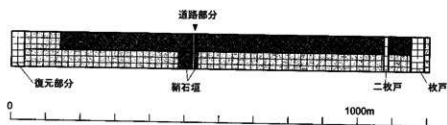
第 36 圖 附圖・大豐開潮受堤防平面圖



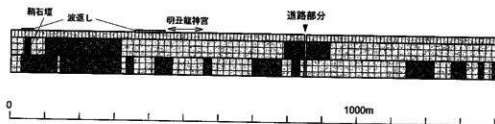


第 37 図 旧玉名干拓跡位置図

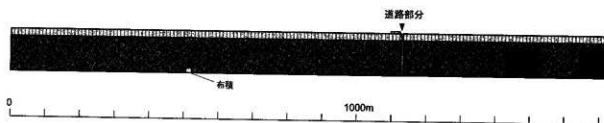
末広開堤防



明丑開堤防



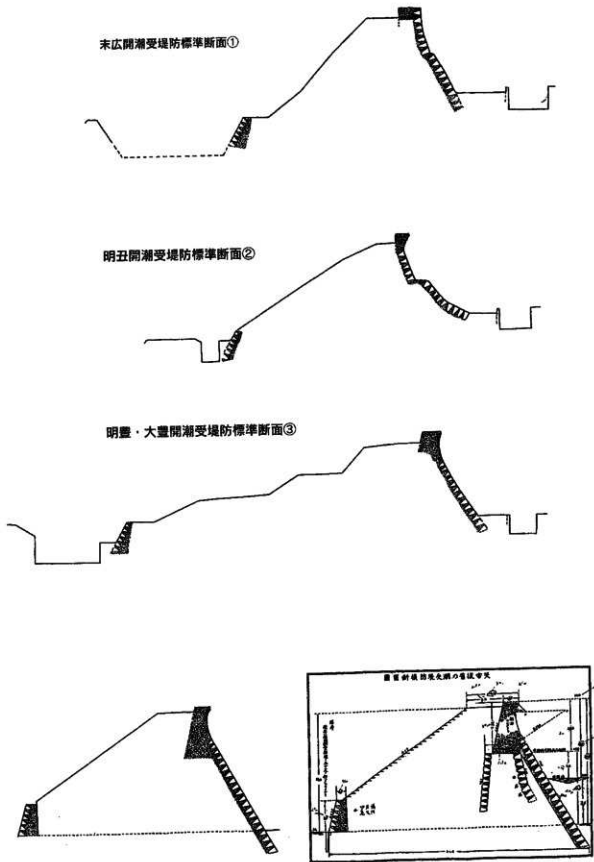
明豊開堤防



大豊開堤防

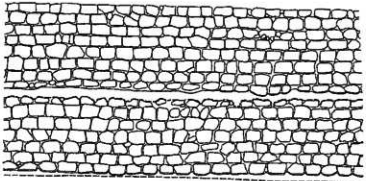
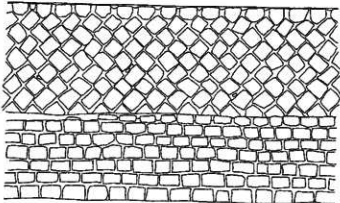
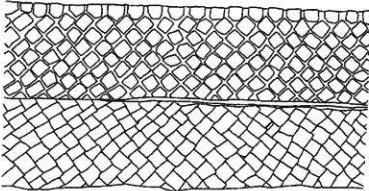


第38図 旧玉名干拓施設潮受堤防石積状況図

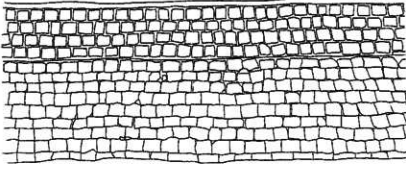
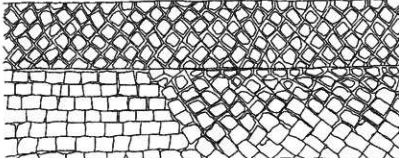
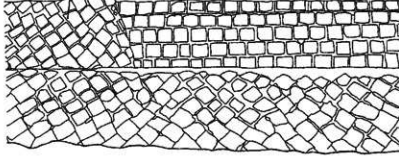


第39図 旧玉名干拓施設潮受堤防標準断面図

第11表 末広開堤防石積状況表

堤防立面	内容
	<p>堤防の上部・下部共に布積で目地はモルタルで目張りされる。上段3段分は積み方が異なり、明丑間の波返しに相当する部分とみられる。</p>
	<p>上部が谷積、下部が布積で石垣の間はモルタルで目張りされる。末広開堤防の8割ほどはこの積み方である。</p>
	<p>堤防中央付近、「末広ホゲ」の部分にあたる範囲。上部・下部とも谷積で石垣の間はモルタルで目張りされる。下部の精石垣は目張りされない。道路で一部掘削されている。</p>

第12表 明丑開場防石積状況表

塙防立面	内容
<p style="text-align: center;">波返し</p> 	<p>上部・下部共に布積で、最上部にはコンクリートの波返しが付く。石垣の間はモルタルで目張りされる。下部の目張りは部分的に剥げかけている。積み方の変化が激しい明丑開場防の中で、最も多くみられる積み方である。</p>
<p style="text-align: center;">波返し</p> 	<p>上部が谷積で、下部が谷積及び平積の部分。最上部にはコンクリートの波返しが付く。谷積部分の石垣の間はモルタルで目張りされる。下部の中位以下は目張りが剥げかけている範囲が多い。上下共に谷積の部分は主に西側の200mほどの範囲である。下部が平積の部分は中央付近の約100mほどの範囲である。</p>
<p style="text-align: center;">波返し</p> <p style="text-align: center;">踏石垣 波返し</p> 	<p>上部が平積、下部が谷積みの部分。最上部にはコンクリートの波返しが付く。部分的にさらにもう一段波返しが付く。石垣の間はモルタルで目張りされる。下部の中位以下は目張りが剥げかけている範囲が多い。下部の谷積は短い範囲で平積との変化が激しい。西側の20mほどの範囲には、谷積の踏石垣が上部に設置される。</p>

第13表 明豊開・大豊開堤防石積状況表

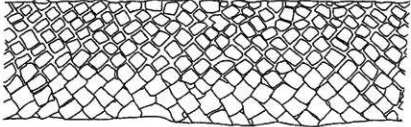

堤防立面	内容
<p style="text-align: center;">波返し</p> 	<p>谷積で築造され、最上部にコンクリートの波返しが付く。石垣の間はモルタルで目張りされるが、下位の目張りは部分的に剥げかけている。明豊開堤防は大部分がこの積み方である。</p>
<p style="text-align: center;">波返し</p>  <p style="text-align: center;">コンクリート補強部分</p>	<p>谷積で築造され、最上部にコンクリートの波返しが付く。石垣の間はモルタルで目張りされる。上記の堤防の下半部がコンクリートで補強される。明豊開堤防と大豊開堤防の大部分がこの積み方である。</p>



写真 30 末広開瀬受堤防（東から）

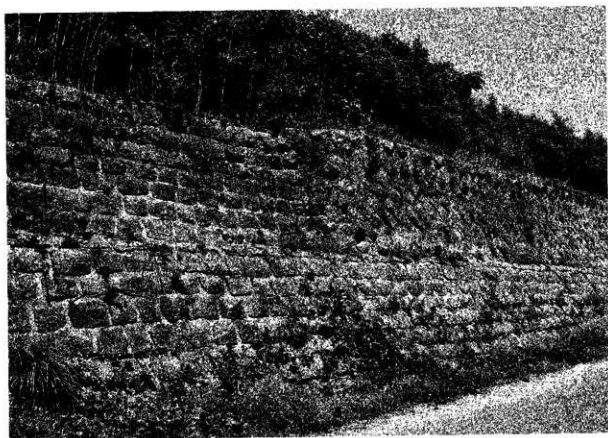


写真 31 末広開瀬受堤防上半部の積み方が異なる部分



写真 32 末広開樋門の土砂除去前（南東から）

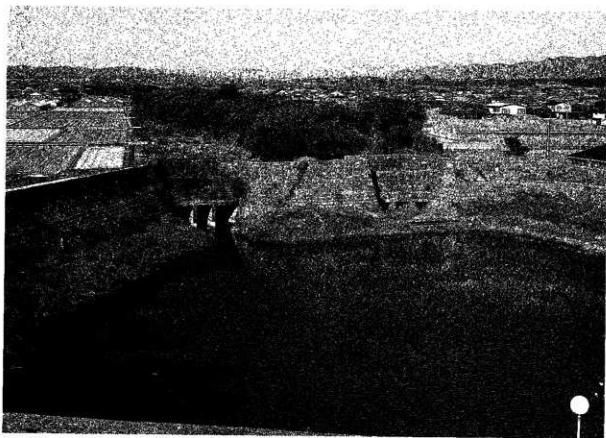


写真 33 末広開樋門の土砂除去後（南から）





写真 34 手前：末広開西三枚戸樋門 奥：末広開東三枚戸樋門（西から）

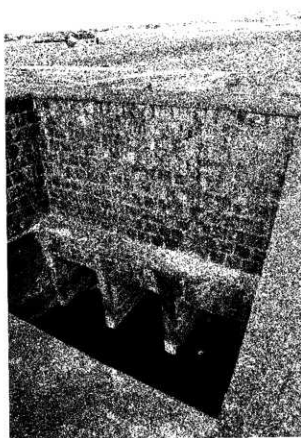


写真 35 末広開西三枚戸樋門の招戸設置面



写真 36 末広開東三枚戸樋門の招戸設置面



写真 37  
末広開西三枚戸樋門招戸設置部分



写真 38  
末広開東三枚戸樋門招戸設置部分

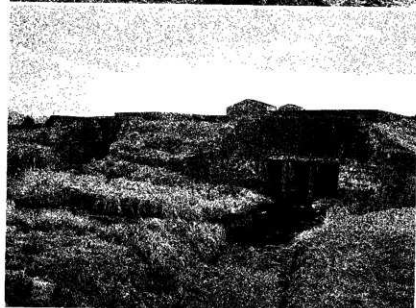


写真 39  
右：末広開西三枚戸樋門  
左：末広開東三枚戸樋門（北から）



写真 40 末広開東三枚戸樋門（北から）



写真 41 末広開東三枚戸樋門通水路（北から）

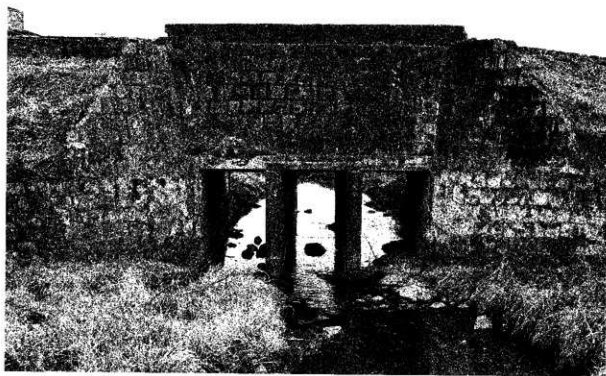


写真 42 末広開西三枚戸樋門（北から）



写真 43 末広開西三枚戸樋門通路（北から）



写真 44 末広開西三枚戸樋門の通路内部



写真 45 未広開二枚戸樋門（東から）



写真 46 未広開二枚戸樋門干拓地側（西から）

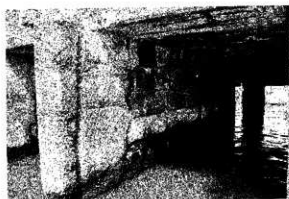


写真 47 未広開二枚戸樋門通路（西から）

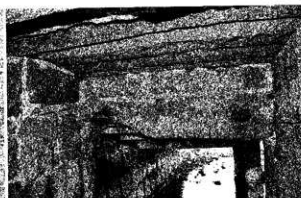


写真 48 未広開二枚戸樋門通路招戸設置部分裏側（西から）



写真 49 未広開二枚戸樋門の招戸設置面（東から）

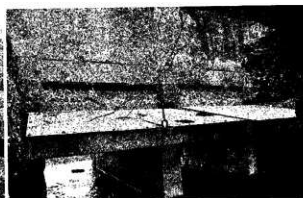


写真 50 未広開二枚戸樋門の招戸設置面（東から）

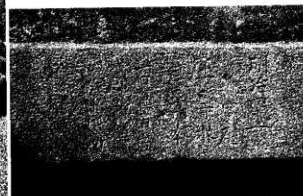


写真 51 未広開二枚戸樋門招戸設置面上部の碑文

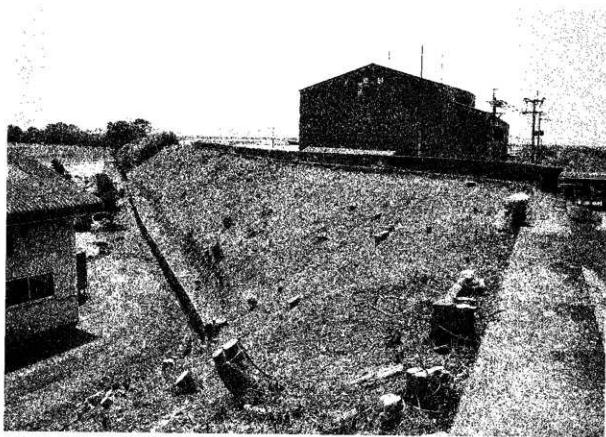


写真 52 明丑開灌受堤防干拓地側法面（北西から）

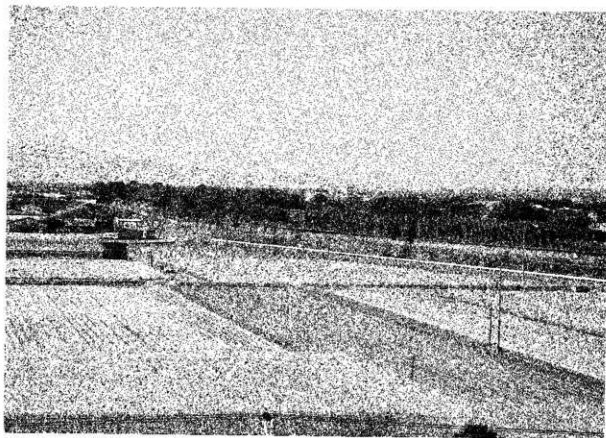


写真 53 明丑開灌受堤防（東から）



写真 54 明豊開灌受堤防（南西から）

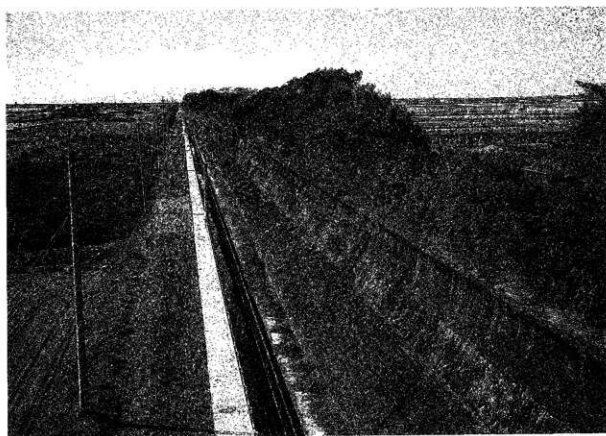


写真 55 大豊開灌受堤防（東から）

## 第5章 末広開堤防の掘削調査

### 第1節 調査の概要

玉名市教育委員会では、平成19年度から20年度にかけて、末広地区排水対策特別事業に伴う末広開堤防の調査を行った。堤防の一部を掘削して排水路を設置する工事であり、掘削する部分について、堤防の埋没している部分や堤防の断面の状況、石積みの状況などが判明した。特に現在の堤防の内側にも改修前の堤防が存在することが確認され、堤防の改修の状況が明らかになった。

調査に至るまでの経緯については、玉名市大浜町において、県営事業として末広地区排水対策特別事業が計画された。事業の内容は、明辰川流域の末広地区を含めた範囲の排水が不十分であり冠水恐れがあるため、末広開堤防を掘削して排水路を設置する工事である。しかし末広開堤防と樋門、明仕開堤防は熊本県指定文化財であり、工事地点は指定範囲外ではあるが末広開堤防の一部であった。このため熊本県玉名地域振興局農地整備課、熊本県教育庁文化課、玉名市役所耕地課、玉名市教育委員会文化課で協議した結果、掘削時に工事立会を行い可能な限り記録を作成することとなった。また、熊本県遺跡地図には周知の埋蔵文化財として記載されていなかったため、熊本県教育庁文化課と協議を行ない「末広開堤防跡」として遺跡地図(マイラー原図)の変更を行った。(平成19年12月28日付け教文第2271号にて変更通知)そして平成20年1月31日付玉名農整第568号にて熊本県知事から文化財保護法94条による通知があり、平成20年2月12日から工事と共に調査を開始した。調査の組織及び調査指導・調査協力者については、第1章でまとめて記した。工事は株式会社末広建設が行い、実測図の作成は株式会社九州文化財研究所が行った。

### 第2節 調査の経緯及び方法

工事の内容は、末広開から海側の横島干拓側に、末広開堤防を潜る排水路を設置するものである。堤防の一部約20mを掘削してコンクリートボックスを設置し、工事後は堤防の復元を行い、内側堤防のみを元々の石材で復元した。

調査は、掘削前に石垣面の海側及び陸側部分の立面図を1/100スケールで作成した。堤防の掘削は、まず上半分の石垣を取り崩しながら行ない、途中で内側堤防の存在を確認した。その時点で外側堤防の石垣を取り崩し、さらに道路面を掘り下げ外側堤防の最下層まで確認した。外側堤防の道路面以下の立面図を作成した後、堤防を除去して内側堤防の石垣を露出し、立面図を作成した。この間、掘削と平行して断面図も1/20スケールで作成した。そして内側堤防を掘削し、層位等を観察して外側堤防の断面と合成して全体の断面図を完成させた。堤防の除去後はかつての下海面であったと思われるが、工事での掘削は堤防のさらに下位まで及ぶため、干潟の観察を行ったが基礎工事等の痕跡は確認されなかった。

### 第3節 調査の成果

#### 1. 内側堤防

全体の規模は、高さ約4.6m、幅約11mを測る。石垣の積み方は安山岩の切石を布積し、確認した範囲ではすべて空積である。裏込めも主に安山岩の割石で、漆喰などの接合材は用いられていなかった。堤防の天端はやや内側に巻き込むよう傾斜しており、本来の高さかどこまであったかは不明である。基礎部分については、粗朶を敷き、その上に一本の丸木を一列に敷き、その上に石を載せて構築されていた。粗朶は干潟の土と交互に敷いてあったとみられ、3層ほどあった可能性がある。石垣の裏込め部分と、土盛りの部分は粗朶で区分されており、最下層から1mほどは粗朶が明瞭に確認された。堤防土手部分は干潟の泥を積み上げたとみられ、主に粘性土と砂質土である。下位ほど還元した青灰色を呈し、中位より上は酸化した褐色になる。



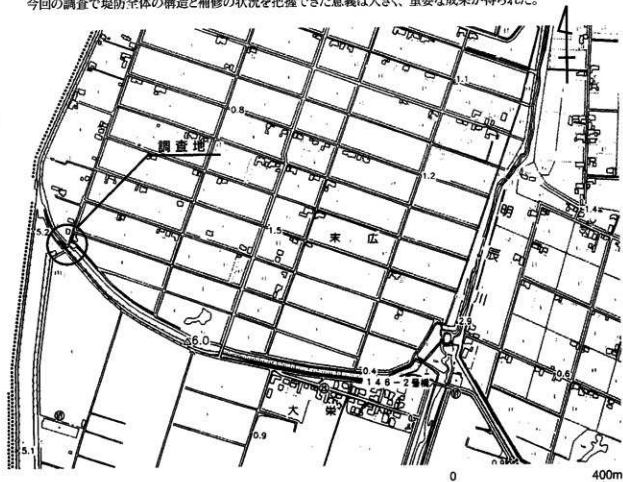
## 2. 外側堤防

全体の規模は、高さ約6.7m、幅約14.5mを測る。堤防の下位約2.1mは道路面以下に埋没しており、今回の調査で初めて確認された。堤防の石積みは上半部と下半部の2段に分けて構築されており、下半部の上部は内側に巻き込むように積まれ、その上に上半部を乗せるようにして構築される。積石垣の積み方は安山岩の切石を布積し、灰白色のモルタル状の接合材で練積みされる。裏込めは安山岩の割石を人造石で固め、下半部の裏込めは内側堤防に密着していた。上半部の上から3段分の裏込めは、陸地側の面を揃えて積まれていた。下半部の下から3段分は空積であり、裏込めも接合材は使用されず、割石のみであった。下半部中位の5段分は、人力で崩れる程度のやや脆い黄褐色の漆喰が使用されていた。基礎部分は、粗朶を敷き、その上に丸木を一列敷き、その上に石を載せて構築されていた。丸木止めとみられる杭が検出されたが、等間隔でもなく、任意の位置に状況にあわせて打ち込まれていたと思われる。堤防土手部分は干潟の泥を積み上げたと思われる、主に粘性土と砂質土である。内側堤防を包み込むように盛られ、陸地側は谷積の石垣で土留めされる。

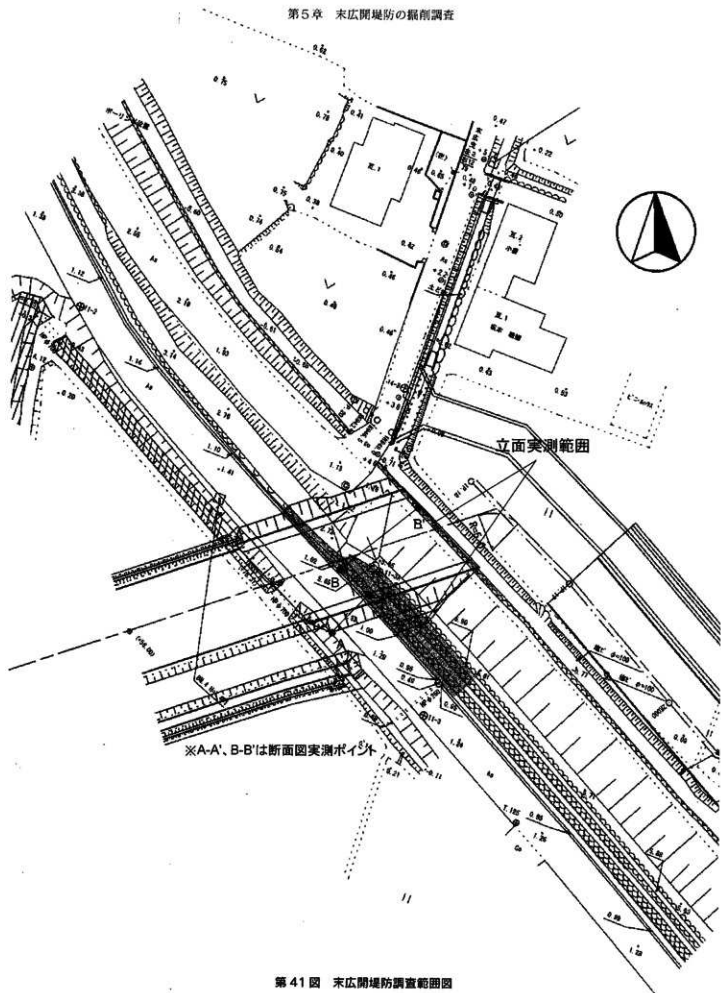
## 3. 堤防補修の課程

末広開は明治28年竣工であるため、堤防の完成もほぼ同時期であると考えられる。堤防は何度も潮害被害で修復されているが、潮害の決壊で基礎まで全体が流されることは考えにくく、今回確認した内側堤防が干拓の築造当時の堤防であるとみられる。その後幾度かの補修を経て現在の外側堤防に改修されたのが昭和2年の潮害後である。明治28年築造以来、少なくとも大正3年、8年、昭和2年に潮害によって大規模に堤防が決壊しており、今回の調査で確認された範囲においては、石積が上下とも布積であり、昭和2年の潮害での補修が谷積で行われたとすると、この部分は潮害による決壊が免れた範囲であると考えられる。

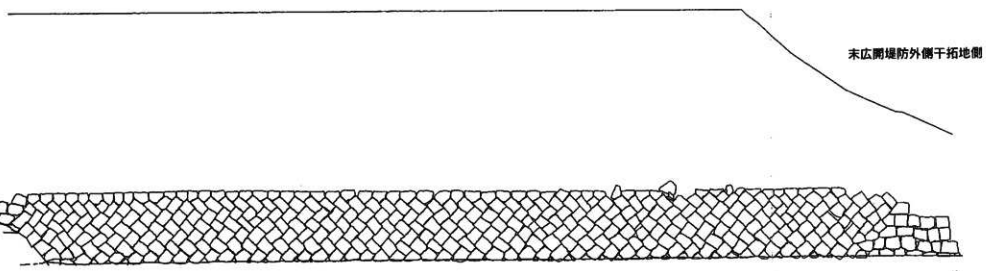
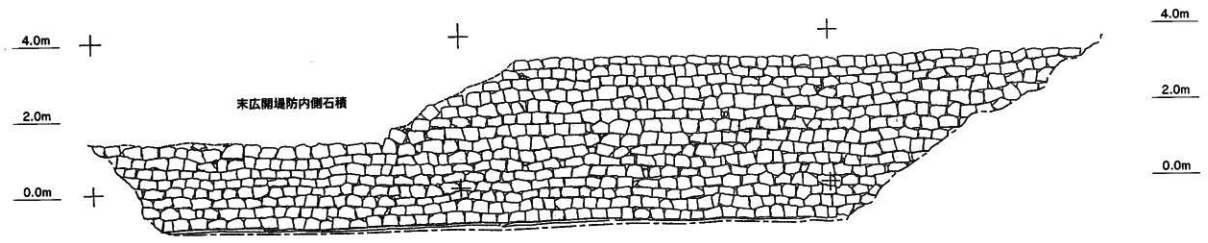
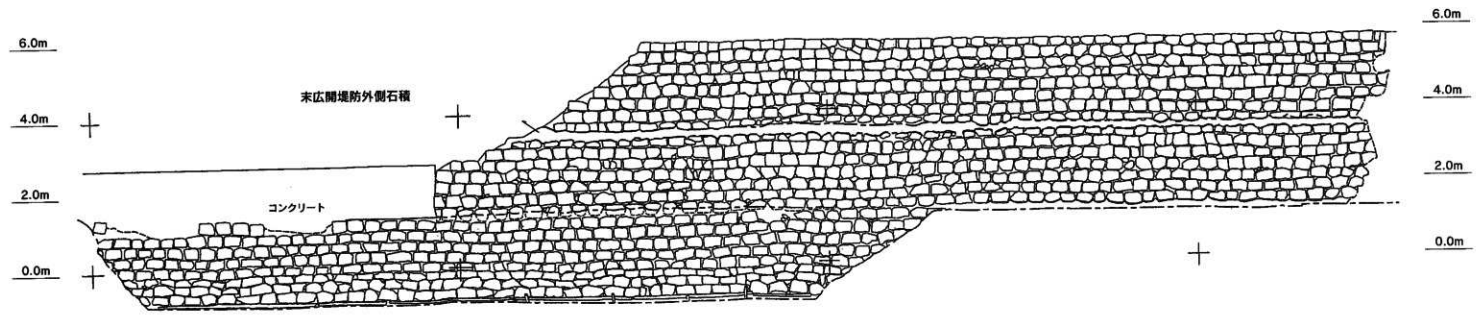
今回の調査で堤防全体の構造と補修の状況を把握できた意義は大きく、重要な成果が得られた。



第40図 末広開堤防調査地位置図

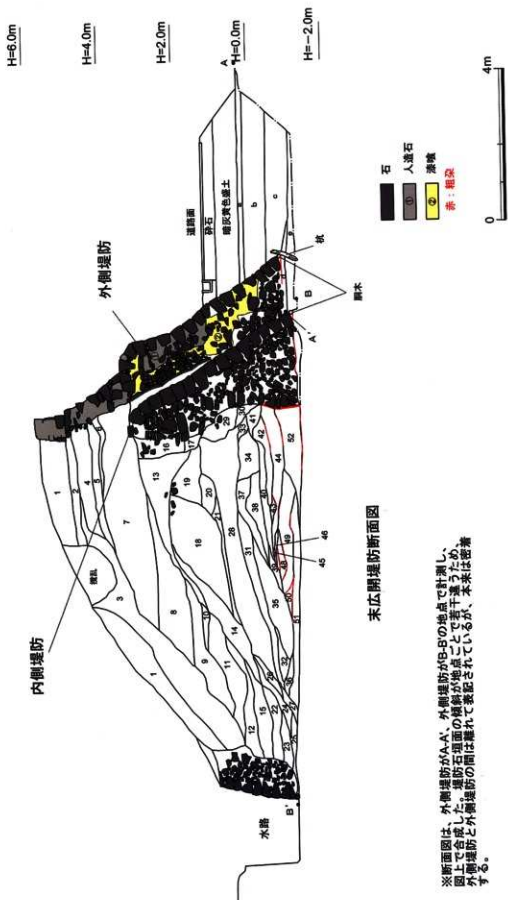


第41図 未広開堤防調査範囲図



第 42 図 未広開堤防立面図





末広開堤防断面図

※断面図は、外側堤防がA-A、外側堤防がB-Bの地点で計測し、  
 図上で念置した。堤防石直面の傾斜が地点ごとで若干異なるため、  
 外側堤防と外側堤防の間は離れて表記されているが、本来は密着  
 する。

第43図 末広開堤防断面図

未広開堤防土層説明

1層	表土 細かい砂を主体とし、竹根多く入り込む	しまりなく粘性なし	サササラの細かい砂層
2層	近い、黄褐色土H10YR5(3)	しまりなく粘性なし	サササラの細かい砂層 酸化鉄を含む
3層	近い、黄褐色土H10YR5(3)	しまりなく粘性なし	サササラの細かい砂層 員殿片を含む
4層	近い、黄褐色土H10YR5(3)	しまりなく粘性なし	サササラの細かい砂層 員殿片を含む
5層	近い、黄褐色土H10YR5(3)	しまりなく粘性なし	サササラの細かい砂層 員殿片を含む
6層	黄褐色土H2.5YR5(3)	ややしまりなく粘性なし	酸化鉄多く含む
7層	近い、黄褐色土H10YR5(3)	ややしまりなく粘性なし	酸化鉄多く含む
8層	近い、黄褐色土H10YR4(3)	砂粒少量含む	部分に含む
9層	褐色土H10YR4(4)	ややしまりなく粘性なし	酸化鉄H10YR4(4)の酸化鉄量中部分
10層	黄褐色土H10YR4(4)	ややしまりなく粘性なし	40層 オリーブ褐色土H2.5Y4(6)
11層	黄褐色土H2.5YR5(3)	ややしまりなく粘性なし	41層 灰オリーブ褐色土H5Y4(2)
12層	暗オリーブ褐色土H5Y4(3)	ややしまりなく粘性なし	42層 暗黄褐色土H5B3(1)
13層	近い、黄褐色土H10YR5(3)	しまりなく粘性なし	43層 暗黄褐色土H5B3(1)
14層	酸化鉄土層片を含む	しまりなく粘性なし	44層 暗黄褐色土H5B3(1)
15層	灰オリーブ褐色土H2.5Y4(4)	しまりなく粘性なし	45層 暗黄褐色土H5B3(1)
16層	近い、黄褐色土H10YR4(3)	しまりなく粘性なし	46層 暗黄褐色土H5B3(1)
17層	初級色土H2.5YR5(3)	ややしまりなく粘性なし	47層 暗黄褐色土H5B3(1)
18層	黄褐色土H2.5YR5(4)	砂層で員殿片を含む	48層 暗黄褐色土H5B3(1)
19層	近い、黄褐色土H10YR5(4)	酸化鉄・員殿片を含む	49層 暗黄褐色土H5B3(1)
20層	近い、黄褐色土H10YR4(3)	ややしまりなく粘性なし	50層 暗黄褐色土H5B3(1)
22層	灰色土H2.5Y4(6)	しまりなく粘性なし	51層 暗黄褐色土H5B3(1)
23層	暗黄褐色土H5B3(1)	しまりなく粘性なし	52層 暗黄褐色土H5B3(1)
24層	オリーブ褐色土H7.5Y3(2)	しまりなく粘性なし	
25層	暗緑褐色土H7.5GY3(1)	しまりなく粘性なし	
26層	灰オリーブ褐色土H2.5GY4(1)	しまりなく粘性なし	
27層	暗緑褐色土H7.5GY4(1)	しまりなく粘性なし	
28層	黄褐色土H2.5YR5(3)	しまりなく粘性なし	
29層	褐色土H10YR4(4)	部分的に粘土土を混在し、砂を主体とし、部分的に粘土土を混在し、砂を多く含む	
30層	オリーブ褐色土H2.5Y4(4)	ややしまりなく粘性なし	
31層	黄褐色土H2.5YR5(3)	28層とはほぼ同様 粘性土をプロック状を含む	
32層	暗オリーブ褐色土H2.5GY4(1)	酸化鉄を含む	
33層	オリーブ褐色土H2.5Y4(4)	30層とはほぼ同様でややしまりがある	
34層	黄褐色土H2.5Y5(3)		
35層	オリーブ褐色土H2.5Y4(4)		
36層	暗黄褐色土H5B3(1)		
37層	黄褐色土H2.5Y5(3)		
38層	オリーブ褐色土H2.5Y4(6)		
39層	酸化鉄H10YR4(4)の酸化鉄量中部分		
40層	オリーブ褐色土H2.5Y4(6)		
41層	灰オリーブ褐色土H5Y4(2)		
42層	暗黄褐色土H5B3(1)		
43層	暗黄褐色土H5B3(1)		
44層	暗黄褐色土H5B3(1)		
45層	暗黄褐色土H5B3(1)		
46層	暗黄褐色土H5B3(1)		
47層	暗黄褐色土H5B3(1)		
48層	暗黄褐色土H5B3(1)		
49層	暗黄褐色土H5B3(1)		
50層	暗黄褐色土H5B3(1)		
51層	暗黄褐色土H5B3(1)		
52層	暗黄褐色土H5B3(1)		

外堀堤防石垣部分

①灰白色土H5Y8(1)  
②に、黄褐色土H5YR5(4)  
1~5mm程度の砂粒を含む

遊歩道

a層 褐色粘性土  
b層 暗黄褐色土H5B3(1)  
c層 暗黄褐色土H5B3(1)  
d層 暗黄褐色土H5B3(1)  
e層 暗黄褐色土H5B3(1)  
※b~e層はかつての干堀層



写真 56 未広開潮受堤防全景（水路掘削工事後、西から）

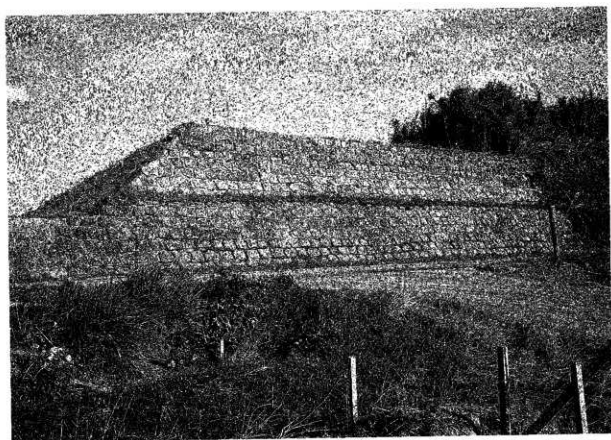


写真 57 未広開潮受堤防水路掘削前（南から）



写真 58 末広開溝受堤防水路掘削前（西から）



写真 59 末広開溝受堤防上半部掘削（西から）



写真 60 末広開外側堤防掘削状況（西から）



写真 61 末広開外側堤防石積み断面（西から）

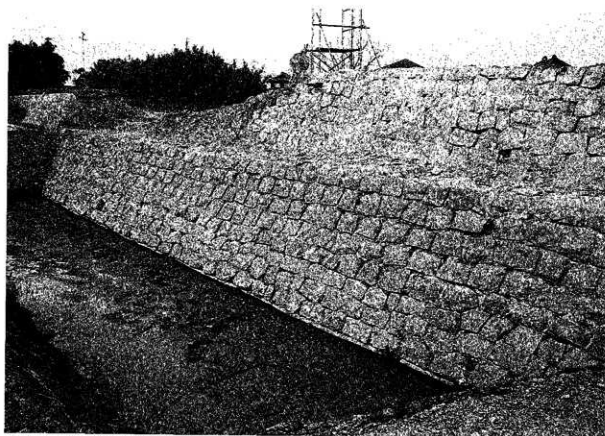


写真 62 末広開外側堤防下半部（南東から）



写真 63 末広開外側堤防下半部石積み状況



写真 64 末広開外側堤防下半部石積断面（西から）



写真 65 末広開外側堤防基礎部分



写真 66 末広開外側堤防下半部掘削状況



写真 67 末広開内側堤防（南西から）





写真 68 末広開内側堤防掘削状況 (南西から)

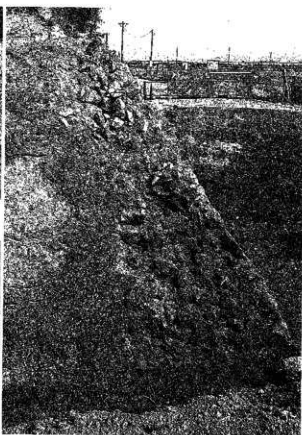


写真 70 末広開内側堤防石積み断面 (西から)



写真 69 末広開内側堤防土層断面 (西から)

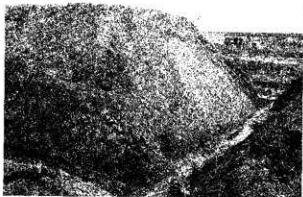


写真 71 末広開内側堤防掘削状況 (北から)



写真 72 末広開内側堤防鋼木検出状況



写真 73 末広開内側堤防除去後



写真 74 水路工事掘削状況

## 第6章 保存管理計画

### 1. これまでの管理状況

玉名市大浜町の末広開から横島町の大豊開に至る潮受堤防は、約5kmに及ぶ長大な建造物で、文化財としては他に類をみない規模と範囲であり、国内最大級を誇る。土地所有者は現在玉名市である。国営干拓の完成後、昭和51年に国の直轄管理である海岸保全区域から外れ、第一線の潮受堤防としての役目を終えて以来、特に補修はされず現在に至る。

堤防の海側には、玉名市土地改良区の用水路が設置されており、その維持管理のための除草が地元の当該区によって実施されてきた。堤防の陸側の法面は、かつては慣例的に地元で一家ごと範囲を区切って管理担当が決められており、ノリ養殖用の女竹が植えられているなどしていた時代もあったが、現在は事実上管理は行われておらず女竹やトキワが生い茂っている。六枚戸が設置されている明辰川については、河川法による2級河川または準用河川ではなく水路扱いである。流域の大部分が水田であるため、必然的に農業用排水路として機能しており、管理には旧横島町、玉名市、土地改良区、熊本県など農業分野を中心に複数の機関、団体が関わっている。

横島町の文化財保護顕彰会においては、早くから地域の歴史的遺産として認識されており、樹木の伐採・除草作業が実施された。近年は年数回市役所職員らと共同でボランティア活動の一環として除草作業が行われている。

### 2. 現状と問題点

堤防はかつての潮受堤防であったため、全体的に堅牢で倒壊や破損の恐れはほとんどないが、細かい部分でモルタルの剥離、小規模な石垣のズレなどが生じている。大規模な崩落を招きやすい樹木の生育を抑制し、除草を適切に行う必要がある。

堤防陸側法面の女竹、トキワの密集部分については、本来土盛りの保護及び波除として植えられたという経緯があり、堤防の保護の観点からは現状でも特に支障はない。しかし周辺は水田、施設園芸によるトマト、イチゴが盛んである。雑草などが生い茂っている場所は作物の病気が発生する元にもなり、またタヌキなどの作物を荒らす有害な小動物の棲みかともなるという指摘もある。

明辰川については、増水時には流域水田の冠水の恐れがある。現在の六枚戸の水門高は排水機能が十分ではなく、熊本県玉名地域振興局によって河川改修計画が検討されているところであり、本来農地を守るはずの六枚戸が逆に健全な営農の妨げになっている面もあるが、六枚戸・二枚戸の現状を保ちつつ排水機能も万全な計画を立案する必要がある。

### 3. 保存管理の基本方針

- ①堤防の石垣部分の除草は、文化財としての価値を損なわないよう適切に行う。また、地元のボランティア活動での除草等は、文化財の重要性の普及・啓蒙の観点から望ましいことであり、引き続き行っていくよう推進する。
- ②堤防の補修については、現在文化財としての価値を損なうような破損は認められず、緊急性を要する状況にはないが、小規模な破損の補修は長期構想の中での整備計画で行う。
- ③堤防陸側法面のトキワ等繁茂状況は、これ以上の繁茂範囲拡大に留意し、農業経営にも影響を与えないよう十分配慮する。
- ④明辰川の河川改修計画は、事業担当部局と文化財保護担当部局と十分連絡を取り合い立案する。

⑤文化財が所在する地域では、文化財保護に対する意識向上のため地元と密接に連携する。

#### 4. 整備活用へ向けての長期構想

適切な保存管理がなされることで、文化財の整備及び活用が見込まれる。以下、将来にわたる整備活用へ向けての長期構想の基本方針を示し、整備基本計画の策定へ努める。

- ①干拓堤防という特性を活かした整備活用に取り組む。
- ②整備活用が、玉名市及び地元の利益と地域活性化に繋がるよう努力する。
- ③一時的ではなく、永続的な効果か期待できる整備活用となるよう十分な検討を踏まえた上で実施する。
- ④地域の歴史を学べる場として、また観光やレクリエーションの場として広く活用する。

#### (参考文献)

- 1933 『昭和貳年熊本県潮害誌』 熊本県  
 1916 『熊本県潮害誌』 熊本県  
 1980 『玉名海岸保全工事誌』 九州農政局玉名海岸保全事業所  
 五十年史編集委員会編 1991『五十年史』建設省九州地方建設局菊池川工事事務所  
 熊本県玉名事務所耕地課編 1988『たまた平野史』 熊本県農政部  
 熊本県土地改良史編集委員会編 1990『熊本県土地改良史』 熊本県  
 1992 『九州の干拓』九州農政局土地改良技術研究所  
 有明干拓史編纂委員会編 1969『有明干拓史』九州農政局有明干拓建設事業所  
 横島町史編纂委員会編 2008『横島町史』玉名市  
 横島町文化財保護委員会編 1995『横島郷土誌副読本』横島町教育委員会  
 園田一亀 1949『横島郷土志』横島村役場(1979復刻)  
 天水町史編纂委員会編 2005『天水町史』天水町  
 岱明町史編纂委員会編 2005『岱明町史』岱明町  
 玉名市史編集委員会編 1993『玉名市史 資料篇3自然民俗』玉名市  
 玉名市立歴史博物館ころピア編 2005『玉名市史通史篇下巻』玉名市教育委員会  
 玉名市役所秘書企画課編 1987 高瀬湊関係歴史資料調査報告書(1)玉名市歴史資料集第1集 玉名市  
 玉名市役所秘書企画課編 1987 高瀬湊関係歴史資料調査報告書(2)玉名市歴史資料集第3集 玉名市  
 八代市教育委員会編 2004『八代海干拓施設調査報告書』八代市文化財調査報告書第22集 八代市教育委員会  
 水野哲郎編 1999『熊本県の近代化遺産-近代化遺産総合調査報告書-』熊本県教育委員会  
 規工川宏輔 「玉名平野の開発と横島干拓」『よこしま』九州農政局横島干拓建設事務所  
 沼垣 功 1974『横島に伝わる地名と由来』  
 牧 隆泰 1953『干拓埋立農地造成』理工図書株式会社  
 堤 伝 1988『改訂柳川地方干拓誌』改訂柳川地方干拓誌刊行会  
 胡 光ほか 1994『柳河藩の近世干拓 —史料と解説—』九州歴史資料館分館柳川古文書館  
 樋口輝久・馬場俊介 1999『岡山藩の干拓地における石造樋門』『土木史研究 第19号』土木学会  
 山野明男 2006『日本の干拓地』財団法人農林統計協会  
 本田彰男 1970『肥後藩農業水利史-肥後藩農業水利施設の歴史的研究-』  
 熊本県土地改良事業団体連合会・熊本県普及事業協議会(熊本県庁農政部農業改良課内)

## 附編1 旧玉名干拓施設国指定記念シンポジウムの記録

玉名市教育委員会では、旧玉名干拓施設が国の指定を受けたことを記念して、平成22年9月25日に記念シンポジウムを開催した。当日用意した300席はほぼ満席となり、充実したシンポジウムとなった。その内容について発表要旨などを紹介する。発表要旨は、講師及びパネルディスカッションパネラーの方々に作成して頂いた資料及び当日の発表内容を元に、末永が文章化した。

九州沖縄から文化カプロジェクト参加事業・近代化遺産全国一斉公開2010参加事業

### 旧玉名干拓施設国指定記念シンポジウムプログラム

【日時】平成22年9月25日(土) 13:00～

【場所】玉名市横島町公民館多目的ホール

【主催】玉名市 玉名市教育委員会

【日程】

- |  |             |
|--|-------------|
| 1. 開場  | 12:30       |
| 2. 開会  | 13:00       |
| 3. 主催者挨拶：玉名市長  | 13:05       |
| 4. 来賓挨拶：熊本県教育委員会   | 13:10       |
| 5. オープニングアトラクション<br>「横島潟担い節」（子ども潟担い節保存会）   | 13:20       |
| 6. 基調講演  | 13:40～15:10 |
| (1) 「旧玉名干拓施設の調査を終えて」<br>講師 山尾 敏孝 氏（熊本大学大学院自然科学研究科教授）   |             |
| (2) 「西日本における近世～近代の干拓遺構について」<br>講師 馬場 俊介 氏（岡山大学大学院環境学研究科教授）   |             |
| <休憩>   | 15:10～15:20 |
| 7. パネルディスカッション<br>テーマ「旧玉名干拓施設の評価と保存・活用への展望」<br>コーディネーター 山尾 敏孝 氏<br>パネリスト<br>馬場 俊介 氏<br>内山 幹生 氏（熊本大学文学部附属永青文庫研究センター）<br>前川 清一 氏（玉名市文化財保護審議会副会長・元熊本県教育庁文化課課長補佐）<br>大谷 壽 氏（横島町文化財保存顕彰会長・玉名市教育委員長）<br>田中 順子 氏（子ども横島潟担い節保存会事務局） | 15:20～16:40 |
| 8. 質疑応答  | 16:40       |
| 9. 閉会  | 16:50       |

## 【趣旨及び目的】

玉名市大浜町、横島町に残る干拓関連施設が、平成22年6月29日に「旧玉名干拓施設」として国指定重要文化財となった。明治時代に起源を持つ干拓堤防・樋門が、保存状態も非常に良好で延長約5.2kmにわたって残存しているのは全国でも稀であり、歴史的にも価値が高いと評価を受けた。

玉名市は、熊本県北部の有明海沿岸に位置し、菊池川下流域の大部分を市域とする。江戸時代以降干拓が盛んに行われ、堤防や樋門が各地に残存している。近年、近代以降の建造物については、「近代化遺産」として文化財の価値が現出されており、干拓施設もその概念に含まれる。それ以外にも土木工学、農業土木などの技術的な面からの視点や、干拓の歴史の中での位置付け、さらには干拓地独特の風景を含めた景観など、多方面からも非常に高い評価を受けている。これらの観点で、各分野から専門家を招き、玉名市の干拓施設の評価を行い、今後の文化財としての保存・活用の土台を形成する。

## 【シンポジウム講師・パネラープロフィール】

### 基調講演① パネルディスカッションコーディネーター

山尾敏孝（熊本大学大学院自然科学研究科教授）

昭和27年大分県出身

熊本県近代化遺産総合調査委員として玉名市の干拓施設の調査を実施。

元土木学会近代土木遺産調査小委員会協力委員

### 基調講演② パネルディスカッションパネラー

馬場俊介（岡山大学大学院環境学研究科教授）

昭和24年名古屋市出身。名古屋大学教授、岡山大学教授を経て2005年から現職。

愛知・岐阜・三重・京都・岡山・香川・鳥取・山口各県の近代化遺産総合調査に参加。

### パネルディスカッションパネラー

内山幹生（熊本大学文学部附属永青文庫研究センター）

昭和23年熊本県松橋町（現宇城市）出身。学習院大学経済学部卒業。民間企業に勤務後、西南大学大学院文学研究科修士課程および九州大学大学院比較社会文化学府博士後期課程で近世史学を研究（近世海辺開発史）。『横島町史』の執筆にも携わる。

前川清一（玉名市文化財保護審議会副会長・元熊本県教育庁文化課課長補佐）

玉名市滑石出身。教職員を経て熊本県文化課で県内の文化・文化財行政に携わる。平成21年度に文化課を定年退職。

大谷 壽（横島町文化財保存顕彰会長・玉名市教育委員長）

昭和15年横島町出身。横島小学校校長、旧横島町教育長を歴任。平成21年度から横島町文化財保存顕彰会長として横島町内の文化財保護活動に取り組む。

田中順子（子ども横島掘いっしょ保存会事務局）

昭和40年愛知県出身。平成2年結婚を機に横島町へ。現在、横島学童クラブを運営。横島いちご文庫・小中学校での読み聞かせ活動。熊本県男女共同参画地域リーダー、文科省「家庭教育支援事業」委託。

## 基調講演(1) 「旧玉名干拓施設の調査を終えて」

山尾敏孝(熊本大学大学院自然科学研究科教授)

加藤清正が慶長10(1605)年に横島山の北部に石塘を築いて造成したといわれる小田牟田新地に始まった干拓は、江戸時代以降盛んに行われた。菊池川下流左岸に明治時代中期を中心に築造された干拓施設である、旧玉名干拓施設は、末広開潮受堤防、末広開東三枚戸樋門、末広開西三枚戸樋門、末広開二枚戸樋門、明丑開潮受堤防、明豊開潮受堤防、大豊開潮受堤防から構成される。いずれもこれらの干拓地先に国営横島干拓が実施され、昭和42年に潮止か完了したことから第一線の堤防として機能を終え、以来他の同時代に築造された堤防が順次改修される中、昭和2年の潮害での改修後の姿を保ったまま今日に至る施設である。

明治時代に起源をもつ石造堤防を、延長約5.2kmにわたって見ることができるのは全国的にも稀有なものであり、土木学上および歴史的土木建造物として重要である。また、近代から現代にかけての干拓に関する農業土木技術の変遷過程を示す第一級の資料として評価される。近世から続く伝統的な石造技術から、明治、大正、昭和にかけてコンクリートを使用するなど近代的な技術が確立されていく過渡期に築造および改修されており、各時代技術を示す施設を紹介する。

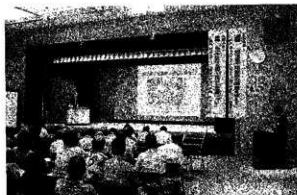
鳥帽子開の地先に築造された末広開(122ha、1.2km)は、菊池川沿いの新地で明治28(1895)年に潮止めが行われた。なお、潮止め・排水のための樋門が明丑開堤防との境に明辰川の水と末広・明丑開の排水のための三枚戸樋門が2基(六枚戸)、その西側の二枚戸樋門が1基残されており、この地域では唯一残る旧樋門である。また、横島では、明治25年に降約10年間に新地が相次いで開かれ、そのうち明丑開(88.2ha、1.4km)は、明治26(1893)年に竣工し、昭和42(1967)年に国営干拓が完了するまで、明丑堤防は第一線の潮受堤防としての役割を果たした。明豊開(82ha、1.7km)と大豊開(43.4ha、0.7km)は十番開・大開の南側にあり、江戸時代末期、有古家によって大規模干拓(豊明新地)が行われた区域である。文久3(1863)年の暴風で堤防が決壊(十番開のみ完成)放棄されていたが、干拓権を持つ有古家の許可を得て、横島村の出資者により明治24(1881)年、再び明豊開干拓に着手し、明治26(1893)年に潮止めが行われた。大豊開は豊明新地の一部で、新地造営は横島では最も遅く明治35(1902)年に完成した。

堤防に使用されている石材は、分析結果から金峰山系の安山岩と、天草の松島の合津石が使用されている。灰色の石が安山岩で、黄色っぽいのが合津石である。堤防の石の積み方は、大きく分けて布積と谷積があり、基本的には布積を主体とし、潮害で修復された部分が谷積である。長い期間で何度も決壊し、その度に何回も補修が繰り返されていった。

これら干拓施設は、指定して終わりではなく、これからの活用が大切。みんなの知恵と努力で活用方法を見出すことが大切。当面は草刈の問題で、堤防が草に覆われることなく常に見学可能な状態しておくのがよいが、それらもなかなか労力がかかる。本日のパネルディスカッションで良い知恵が出るのを期待したい。



横島海担い節



講演状況

## 基調講演(2) 「西日本における近世～近代の干拓遺構について」

馬場俊介(岡山大学大学院環境学研究所教授)

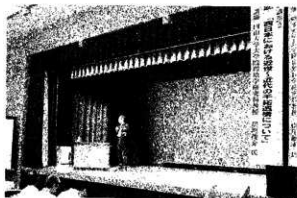
近世～近代の干拓が遺構という形で残っているのは、ほぼ西日本に限定される。とりわけ、現在の県名に直すと、中国では岡山、広島、山口の3県、四国では愛媛の1県、九州では佐賀、熊本の2県がその中心となる。しかし、同じ干拓農業でも、地域と時代によって大きな差がある。さらに、干拓遺構は、干拓堤防、干拓樋門、干拓地に水を供給するための用水路の3つに分かれるが、その何れもか同じように造られ、同じように残っているわけでもない。時代を例にとれば、江戸期に干拓が盛んに行われた中国地方の3県には、江戸期の干拓樋門が相当数残っている。しかし、近代に入ると、農業県としての振興を図った岡山を除き、干拓遺構は姿を消す。また、江戸期の干拓樋門にしても、岡山、広島、山口東部、山口中部、山口西部では同じ花崗岩を原料にしても、形態は全く異なる。一方、九州では、熊本北部、熊本中部という地域差に加え、凝灰岩・安山岩という岩質の違いがある割には、樋門形態の多様性は少ない。一方、干拓堤防は、土で迅速に造る岡山(近代は石)と、石で丁寧に造る熊本とでは、大きな隔りがある。最後の農業用水路は、干拓地の多くが市街地化した岡山では雁木や石桁が水路に沿って数多く造られたが、現役の農地である有明海干拓では水路として以外の機能は見られない。

保存・活用という点から干拓遺構を考えると、2年前の岡山では近世(17世紀後半)の農業遺構を世界遺産という運動が盛り上がった。私は、その論理的な位置づけの中核を担ったが、①官主導でなく、民主導だった、②農業遺産のほとんどが文化財無指定だった、③県の教育委員会の方針で農業以外のもの比重が高く、焦点がぼけてしまったこと、などから落選した。その際、江戸期最大の沖新田(干拓地)を縦貫する百間川の河口に大規模な樋門群を造り、洪水制御と悪水制御を両立させた証としての大水尾(おおみお)旧堤は文化財登録の一手前までいった。また、沖新田に水を供給する倉安川の取水部に設けられたわが国最古の閘門である吉井水門(県史跡)の国史跡化の運動も一時は盛んであった。しかし何事も地元の行政が不熱心・不作為だと、民間だけの運動は世論を巻き込んで長続きしない。唯一救いの感があるのは、日本最大を誇る岡山の灌漑水路網について、県の商工会議所が水路散策マップを3000部作成し、市民の意識改革を起こそうとした点である。一方、近代に関して言えば、数年前、明治後期の児島湾干拓遺構を群として国重文化することを文化庁は狙ったが、地元の合意が得られず破綻した。その時、熱心だった旧瀬崎町(現岡山市)の干拓堤防と干拓樋門は県重文となり、地元は大いに盛り上がった。指定になった土木遺産が効果的に活用されているかどうかについては、残念ながら成功している例というのは非常に少ない。ひとえに県民性かもしれないが、最低限今の景観をそのままに保存しておいてもらいたい。

岡山の児島湾干拓と、有明海干拓は、全国有数の干拓地帯といえる。大まかにいって児島湾干拓は樋門の残存状況が良く、有明海、特に玉名市域は堤防の残存状況が良いといえる。また、今回は明治時代の干拓施設が指定となったが、それ以外の江戸時代の干拓施設も非常によく残っているため、それらも指定へ向けて努力してもらいたい。

国指定の文化財になるかどうかは、ひとえに地元の熱意で決まる。そういう意味では、旧玉名干拓施設が国指定となったことで、地元の方々に敬意を表したい。

(パネルディスカッションの発表内容と統合)



講演状況

## パネルディスカッション テーマ「旧玉名干拓施設の評価と保存・活用への展望」

### 内山幹生（熊本大学文学部附属永青文庫研究センター）

#### 1. 「干拓」という言葉の説明

「干拓」という言葉そのものは、大正3年の耕地整理法改正のときに制定された用語である。明治維新後、しばらくの間、現在云うところの干拓に相当する言葉の規定はなく、法律的には明治22年の地租条例第16条の5項で、「埋立」という言葉に干拓の意味を拡大解釈して運用されていた。当然それ以前の文書・記録の中に「干拓」という言葉はない。

#### 2. 江戸時代以前の干拓を意味する言葉

近世や中世の文書を見ると、①海辺新地、②開発（かいほつ・かいはつ）などと表現されている。藩政時代、熊本領内では、新地（しんち）あるいは開（ひらき）などと呼ばれた。

#### 3. 干拓による耕地拡大推進の直接的契機

熊本領の場合は、干拓の前提条件として、発達する干潟の存在があった。排水対策としての干拓を別にとすると、その開発動機は、政治・社会・経済など多様な要素が考えられ、基本的には次の三点に整理できる。

- ①近世の熊本領内は恒常的に人口増加傾向にあり、耕地拡大の必要があった。
- ②農業技術の発展などにより、農業生産の集約化が進んでいたが、1700年代の中頃にはすでに限界に達していた。内陸部の開発はすでに相当進展しており、農業生産を拡大するには海辺の干潟を開発することが効率的。
- ③領内の経営という観点から、財源（歳入）を確保する必要があり、広大な海辺干潟に干拓地を造成して生産力増大を図った。

玉名・横島地域の開発動機も、基本的にはこれらに該当する。しかし近世後期横島の干拓については、地域社会からの圧力、つまり玉名地域農民の開発意図意志を、世襲家老有吉家と藩主の一門細川内膳家が、彼らに代わって体現した形になっている。それは干拓地の支配形態からみても明らかである。

#### 4. 横島潤いぬ節

- ①横島潤いぬ節は、干拓地の渦切りに関連した一連の作業の中で、労働者がお互いの息を合わせるために唄った労働歌である。同様の唄は、九州各地の干拓地にほぼ共通的に存在しており、熊本でも有明海・不知火海の干拓地に新地節や大箱節として数多く伝承されている。
- ②八代の大箱節は文政四年の七百町新地築造の折、天草の渦切人夫によって成立したといわれている。その後、不知火海と有明海沿岸を北上して横島に伝わったとみられる。玉名・横島の干拓工事にも、天草の石工など労働者が多数参加しており、彼らとの交流によって横島独自の言葉で歌われるようになった。

#### 5. 旧干拓施設の今後の保存・活用について

- ①干拓地の特徴的景観として、地平線の美しさが挙げられる。広大な低平地のスカイラインに干拓堤防のラインが重なり、独特の美観を形成している。玉名・横島の景観は、その典型といえる。
- ②地域住民・市民の方々は、自らの生活環境として日々干拓地に暮らしておられるので、外部の人々との環境認識に多少の相違があるのかもしれない。それは、堤防によって生活全般が守られてきたということ、同時に地域全体が運命共同体であるという事実と無関係ではない。
- ③旧干拓施設は、それが現役であった時代においても、今現在役目を終えて退役した姿であっても、玉名横島の「天地創造」における象徴的モニュメントであることに間違いはない。
- ④以上のような感情は、干拓地に共通のもののように、玉名・横島地域においても、住民の方々の心の中に脈々と息づいている。こうした心情から、先祖代々の生活を守ってくれた旧干拓施設への愛情と大事にする気持ちが受け継がれている。
- ⑤地域の象徴として、地域住民の誇りとして、後世の人々に継承してゆく姿勢が重要であり、そうした活動が美しい



郷土を守ることにつなかり、美しい精神風土の形成をもたらす。それは、旧干拓施設群を見学を訪れる地域外の人々の心にも十分伝わることだろう。

## 前川清一（玉名市文化財保護審議会副会長・元熊本県教育庁文化課課長補佐）

### 1. 干拓と埋立地の違いと明治時代以降の潮害

昨年度まで、熊本県文化課で文化財保護業務に携わっており、今回の国指定となったのは、地元と文化財保存顕彰会、玉名市教育委員会その他関係者一丸となって努力した結果であり、非常に喜ばしいことと思う。

私は長年、石碑や五輪塔などの石造文化財に刻まれた文字を調査し、人々の思いや願いを掘り起こそうという活動を行っており、趣旨に賛同する者同士で「肥後金石研究会」を結成して活動している。

「干拓」という言葉は、内山先生の話にもあったように、古い史料では「埋立」だった。明治10年に制定された「公有水面埋立法」に干拓に関するところが規定されている。平成2年に改正され、現在も干拓は埋め立てとみなすこととなっているが、今回の話では、手法が違いため、それぞれ別なものとして扱う。※公有水面埋立法（大正10年4月9日、最終改正：平成2年）

もともと海であったところを堤防で仕切って新地を造成する干拓は、ひとたび台風などで堤防が切れると、大変な潮害を受ける地域でもある。近代以降も頻りに潮害が発生し、特に大きなものは大正3年の潮害で、玉名地域の被害が大きかった。被害総額は全県下で当時の金額で約445万5千円、死者数は22名の被害を出している。玉名郡では、被害額約293万円で、県全体の約3分の2を占める。死者も横島で16名、大浜で6名と、県下の死者数は全て横島と大浜であった。潮に浸かった農地では、しばらく水稲はできないため、その分の労働力は堤防の復旧に充てられた。未だ開堤防の調査で判明したように、明治時代の堤防を包み込むように堤防全体が強化された。もう2度と潮害が起きないようお願いを込めて修復に当たったのであろうと思う。しかし昭和2年に台風で潮害に見舞われ、明治以降最大級の被害を出した。熊本県下の被害額は約1,167万円で、大正3年の潮害の約3倍、死者も413名となった。被害の大部分は干拓地であり、玉名地方でも大きな被害を出したが、今回の死者数は横島で2名、大浜で1名の計3名に止まった。被害額の大きさに関わらず、死者数が少なかったのは不幸中の幸いであり、大正3年の潮害などの教訓が活かされたのではなかろうかと思う。

玉名市では、今年度洪水対策のためにハザードマップを作成し、全戸に配布した。もし堤防が切れた場合、どこかだけ水没するかなどが示されている。昭和2年から今年で83日目になる。指定になった堤防、樋門は、海と人々との闘いの歴史でもある。これを機会に潮害に対して考えてみてはどうか。

### 2. 保存と活用に関して

今後の活用については、関係者集まって文化財保存管理活用計画を早急に策定すべき。そして干拓施設の史跡としての指定、さらには文化的景観としての価値付けも目指してほしい。

昭和2年の潮害後、県が復興を記念して大変立派な碑を建立した。場所はもともと被害が大きかった飽託郡（現熊本市松尾町）の百貫港から上った山腹にある。設立の目的は、今後の安全を願い災害が二度と起こらないように皆に喚起し、また多方面からの援助を感謝することなどであった。碑には全県下から応募のあった警句の中で特選となった2句刻まれている。「不断の用意は災禍を軽くす」「この碑ながむりゃ涙が出るよ 二度と受けまい潮の害」とあり、潮害に対する人々の願いが込められている。ところが、今行ってみるとそこまでの道



潮害碑

がない、どこにあるかわかりにくい、碑周辺も草が伸び放題でよく見えない状況であった。これでいいのかな、と思った。この記念碑を通じて、他の干拓地との交流、或いは災害を受けた地域との交流、また全国の干拓地、例えば岡山などと連携してシンポジウムができるのではないかと、思う。

今回、国指定になった「旧玉名干拓施設」は、人と水との闘いの証であり、先人が築いた干拓は、まるで「海の万里の長城」として、後世へ正しく伝えてほしいと願うものです。

## 大谷 壽（横島町文化財保存顕彰会長・玉名市教育委員長）

### 1. はじめに

本会は、今を遡る40数年前に結成された。会の目的は「横島町文化財等の保存顕彰をはかり、郷土文化の進展に寄与すること。現在112名の会員。役員は会長、副会長、事務局長、常任幹事、会計、監査と、9支部に夫々幹事1名ずつ。活動は年1回の総会、月1回の定例役員会等で年間計画に沿って審議し、推進される。文化財関係の情報把握のため、県文化財保護協会に団体会員で加入。

今回、旧玉名干拓施設が指定を受けたことに関して、嬉しさと同時に今後どのようにして管理・活用していくか、地元として肩の荷が重くなった、という気もある。私たち横島町文化財保存顕彰会は、先代からずっと干拓堤防の草刈を行ってきた。その作業は草や樹木を刈っても刈ってもしばらくしたらまた生えてくるという、なかなか困難であるが、最近では市役所職員や九州農政局玉名横島海岸保全事務所など、多くのボランティアの参加があつて実施している。今回国指定となつてから、横島町文化財保存顕彰会長としてテレビや新聞社から多くの取材を受けた。私の経験では初めてのことで緊張したが、先人から受け継いだ堤防を、文化財として子孫に伝え、みんなで保存顕彰活動をどうやっていくべきか考える必要があると感じた。

### 2. 会の主な事業

本年6月日帰り研修会。八代方面。国指定重要文化財八代海干拓施設「郡築二番町樋門（石造アーチ式3樋門）、郡築三番町樋門（石造アーチ10連樋門）、市立博物館等。

以後は昨年度の事業から紹介。

- 4月 総会
- 7月 「明治・大正・昭和の堤防、樋門の災害復旧について座談会」 町内の長老約20名。
- 8月 「町内史跡清掃」 毎年の恒例行事 孝女つやの墓、加藤島之助正澄の墓、横島城址（山の上） 展覧公園、経塚、見正寺跡、池邊吉十郎重章の墓。午前6時から全会員で実施。
- 9月 「ふれあい史跡学習会」 横島小学校5年生全員と保護者（約60名）本年度も準備中。
- 10月 九州地区農業土木事業協会現地研修会「横島の歴史」講話。横島町老人クラブ連合会役員会「横島町史跡めぐり」 会役員が案内人として協力。
- 11月 熊本県文化財保護協会へ原稿提出。・旧明井瀬受堤防草刈清掃。会員全員、玉名市役所、教育委員会文化課、玉名横島海岸保全事業所など多数ボランティアの応援有。横島干拓400年バスター。〈まちづくり委員会へ協力〉12月落成式「加藤島之助正澄の墓（五輪塔）」、・「池邊吉十郎重章略年譜説明板」 建屋及び瓦葺き工事竣工（県瓦工業組合大矢野理事長、玉名商工会西村会長のご奉仕事業）・熊本大学院生「旧横島干拓堤防の保全に関する調査」へ協力。・中国からの農業研修生へ「横島の歴史」講話（9月と今回で2回）
- 2月 「旧明井瀬受堤防草刈清掃」 奉仕。本会役員で。
- 3月 宿泊研修（長崎方面）「長照寺」池邊吉十郎重章の墓参。江戸時代幕末鎖国から明治初期の長崎について「長崎さくら」ガイドさんの接遇や見識を学んだ。

### 3. 今後の展望と課題

国指定を機に、町内外から旧玉名千拓施設の見学者の増加が予想される。現在受け入れ態勢が不十分。ソフト面で案内に必要な人材養成、関係行政機関や団体へPR、九州農政局玉名横島海岸保全事務所、まちづくり委員会、近隣の歴史愛好団体、地元小中学校や大学との連携等。ハード面では適切な案内資料（こどもから大人までわかりやすいもの）等の作成準備及び配布、官民一体の雑草・雑木対策、堤防・砲門周辺の遊歩道整備、案内ルートマップ看板などの整備は緊急の課題である。

## 田中順子（子ども横島掘削節保存会事務局）

### 1. 国指定になったことへの感想

平成 14 年 11 月に熊本で行われた「全国菓子博覧会」へ出演するため、「横島掘削節保存会」が小学生の踊り手を募集。当時の小学 5 年生 12 名が「掘削節」に触れることになった。我が娘たちも踊りの練習に加わっていた。そして、練習を見学していた時に保存会の方から声をかけられ、自らも「横島掘削節保存会」に入会することになった。掘削節に関わり、横島町の様々な歴史に触れるきっかけができて良かったと思っている。今から 6 年前、この国指定になった瀬受堤防で「掘削節」の子どもたちが実際に踊りを踊ったことがある。その時の子どもたちは、今でもきっとこの時のことを忘れないでいると思う。

私の夫の父親は「肥後の石工」だった（平成 20 年死去）。夫も石工をしていた（～平成 9 年）。熊本県内だけではなく、佐賀の仏舎利塔へも親子で石積みに出張することもあった。石垣を見かけると、どこでも車を止めては眺め石垣談話に時間を費やす夫が石垣には全く興味が無い私にとってはよくわからなかった。しかし、年月を重ねる度に、色々な石の接ぎ方があることがわかってきた。そして、親子で良く横島の瀬受堤防の石垣について語り合っている話を耳にしていた。そんなこともあり、夫が「国指定」になることを予期していたことが現実のことになった時には、驚き、「やっぱ、そかんだろ～。ぼつてん、ち～つと国指定になつてか遅かもん！」と夫と話をしていたことだった。しかし、ここがただの堤防ではなく、素晴らしい歴史の遺物であることがわかったのは、夫の話ばかりではなく、3 年前から始まった「まちづくり」に参加して、横島の歴史をほんの少しだけかじらせてもらったからでもある。

### 2. 今後の保存・活用について

学校週休 2 日制が施行され、土曜日の居場所づくりの一環としてスタートし、定着して 9 年目になる「子ども横島掘削節保存会」。現在 16 名で活動。しかし、少子化の時代の波は横島町にも押し寄せてきている。それでも、「掘削節」に興味を持つ子どもがいる限り、どういう形態であれこの伝承活動が続いていくことを願う。横島町に生まれ育った子どもたちが、自分たちの生まれた町がどんな歴史の上に築かれてきたのか、一人でも多くの子どもたちに体で感じて自分の言葉で人に話ができるようになってほしいと思う。そして、この伝統ある横島掘削節を地域の大人から子どもたちへ伝承。そして、子どもたち自身が次の時代へ継承しているんだということを常に感じてほしい。

第 1 期卒業生も 19 歳という節目を迎えている。夏祭りでは「掘削節」踊りを見て、すぐに「なつかし～！」と顔を見せに寄ってくる。今の保存会の子どもたちには「掘削節 OB だよ！」と伝え、と、伝統文化を継承している仲間意識があるのか、とても嬉しそうに顔をやる。これからも、このつながりを大切にしていきたい。今は、横島町の歴史をイメージできるよう、練習の時に繰り返して子どもたちに話をしたり、逆に尋ねたりしながら、踊りに生かしてもらえよう指導するように心がけている。

今から 400 年前の横島。海の中にぼつかり浮かんでいるだけの島が、どうしてこんな肥沃な土地になったのか……。誰か思いつき、どんな思いをした人々からか……。千拓の歴史を子どもたちの踊りから想像してもらえる機会をできるだけ多く作ってあげたい。

《継続してやっていけること》

- ・学校教育との連携(学年に合わせたふるさと学習、運動会での総踊り)
- ・よこしま夏祭りでの劇「よこしま物語」と踊りのコラボレーション
- ・「潟担い節」踊りのイベント出演や慰問活動 ～大人&子ども～

《今後やってみたいこと》

- ・子どもたちによる横島町の歴史ガイド
- ・小学生にでもわかるガイド本(～まんが!・横島の歴史～)の編集
- ・干拓施設群でのウォーキングイベント
- ・「国指定」の説明、ウォーキング、紙芝居、潟担い節踊り、石垣積み疑似体験等
- ・石明海沿岸干拓地域の潟担いサミット

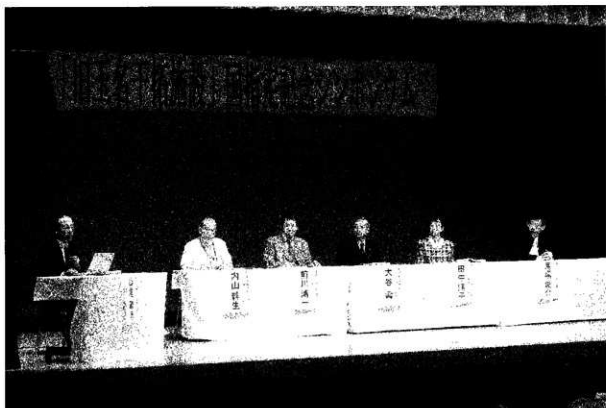
【会場からの質問、意見】

・堤防の文化財としての価値付けも大事だが、災害に対しては、それをまだ防ぐ機能を有していると思う。文化財としての管理と共に、まだまだ防災用としての認識も必要ではないか。災害を未然に防ぐには地域力が必要。

→現在、九州農政局玉名横島海岸事務所で、現役の堤防の改修・補強工事が行われている。明治時代、江戸時代の堤防も第2線、第3線の堤防として考えるのも重要であろう。

・堤防の下には、城の石垣と一緒に松か何か敷いてあるのか。

→米広開堤防の調査で、明治時代の堤防の基部にはちゃんと桐木が敷いてあった。大正時代の堤防の基部にも桐木が敷いてあった。基礎工事としては、非常に簡素な構造であった。



パネルディスカッション状況

## 附編2 干拓堤防に使用された石材の調査

株式会社アバンス

### (1) 石材の種類

今回の調査では、明治後半期に築造された明丑開・末広開・明豊開・大豊開の潮受け堤防、さらに明丑開と末広開の間の樋門である「六枚戸(三枚戸(西)と三枚戸(東))」に使用されている石材について現地調査を実施し、主な石材については、顕微鏡用薄片を作成して偏光顕微鏡観察を行った。なお、表1に使用されている石材についての現地踏査結果をまとめた。

表1 潮受け堤防に使用されている石材(現地調査結果)

干拓施設	石材の岩石名	推定される石材の産地(地層名)	石材使用量
末広開 明丑開	砂岩 (粗粒砂岩、礫質砂岩)	・米ノ山層または七浦層(粗粒砂岩、礫質砂岩:古第三紀の砂岩層) →南関町のセキアヒルズ周辺の民家の石垣に使用されている。  ・白岳砂岩層(粗粒砂岩、礫質砂岩:古第三紀の砂岩層) →天草松島周辺に産する合津石と呼ばれる石材で多数の石切場がある。	多い
	安山岩(輝石安山岩、輝石角閃石安山岩)	金峰山の外輪火山(二ノ岳、三ノ岳など)の溶岩 →波浪侵食を受けた形跡が残るものもみられることから、海岸線に近い石切場から運ばれたと推定される。	やや多い (部分的には多い少ないあり)
三枚戸(西) 三枚戸(東)	砂岩 (粗粒砂岩、礫質砂岩)	末広開・明丑開と同じ	三枚戸(東)は殆ど砂岩
	安山岩(輝石安山岩、輝石角閃石安山岩)	末広開・明丑開と同じ	三枚戸(西)は殆ど安山岩
	溶結凝灰岩	阿蘇溶結凝灰岩 菊池川上流域の石切場から舟で運ばれたと推定される。	少ない 3枚戸(東)(西)の門柱のみ
明豊開 大豊開	安山岩(輝石安山岩)	末広開・明丑開と同じ	多い(対部分が暗灰色の安山岩を使用)

末広開～明丑開の潮受け堤防には、砂岩と安山岩が石材として使用され、また六枚戸の一部には溶結凝灰岩が使用されている。これに対して、明豊開～大豊開の潮受け堤防には安山岩のみが石材として使用されている。これは、築堤時代による石材供給場所の違いを反映している可能性が考えられ、各干拓施設に使用されている石材の供給場所は以下のように推定される。

〔末広開～明丑開の潮受け堤防〕

明丑開の潮受け堤防に使用されている安山岩の石には、表面が波浪侵食を受けている石(写真2)が少量だが

混在していることから、金峰山の外輪火山（二ノ岳、三ノ岳など）山麓の海岸線に近い石切場が石材の供給場所と推定される。砂岩は、末広開～明丑開の潮受け堤防と六枚戸付近にしか使用されていない。砂岩の供給場所は、南関町周辺（米ノ山層または七浦層）と天草松島周辺（白岳砂岩層）が考えられるが、前記のように末広開～明丑開という海寄りの区域に使用されていることから、天草松島周辺の合津石が舟で運ばれてきたものと推察される。

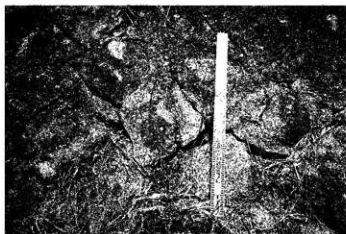
なお、砂岩の石には、砂に生物が穴を掘って生活していた跡を示す生痕化石（サンドパイプ）がみられるものがある（写真1）。

〔六枚戸〕

安山岩と砂岩は、末広開～明丑開の潮受け堤防と同じ供給場所と推定される。溶結凝灰岩は、菊池川沿いの玉名市高瀬付近の石橋等に多量に阿蘇溶結凝灰岩が使用されていることから、菊池川上流域の石切場から舟で運ばれたものと推察される。

〔明豊開～大豊開の潮受け堤防〕

この区域の石積には、安山岩のみが石材として使用されていることから、金峰山の外輪火山（二ノ岳、三ノ岳など）山麓の石切場が石材の供給場所と推定される。



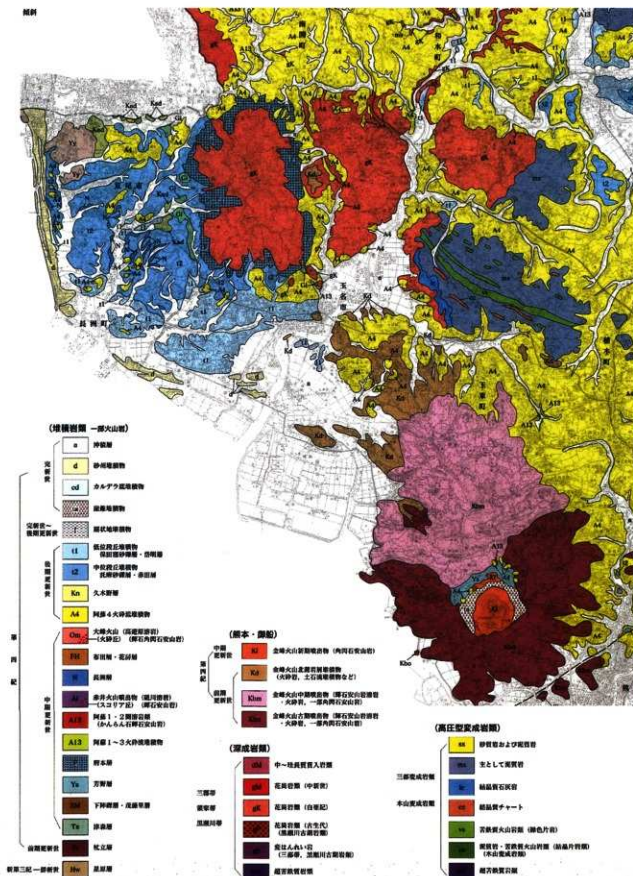
砂岩の石にみられる生痕化石  
（サンドパイプ）



石積に使われている表面が  
波浪侵食を受けている安山岩の石

附編2 干拓堤防に使用された石材の調査

縮尺



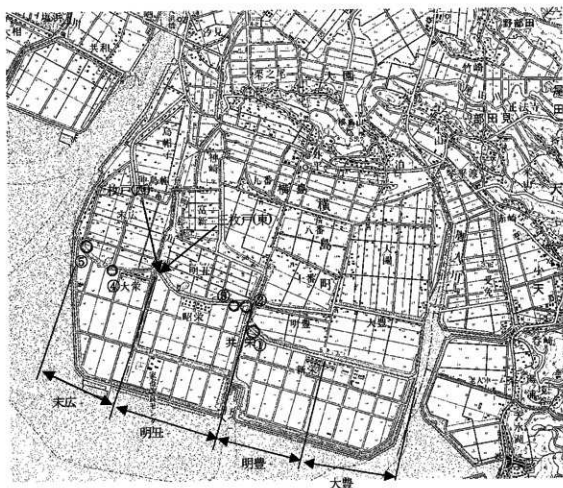
玉名市周辺地質図 (「熊本県地質図 10 万分の 1」 熊本県地質図編纂委員会 2008 より作成)

(2) 石材の岩石顕微鏡観察結果

潮受け堤防の石積の石材として使用されている岩石のうち、5試料(石積の石)について、スライドグラス上での厚さ約0.03mmの岩石薄片を作成し、岩石薄片観察用の偏光顕微鏡のオープンニコルとクロスニコルでの観察を行った。

試料採取位置を図2に示す。なお、阿蘇溶結凝灰岩については、六枚戸(東西の三枚戸の一部)にわずかに使用されているのみであることから、岩石顕微鏡観察は行っていない。ただし、阿蘇溶結凝灰岩は岩組織に特徴があり、肉眼鑑定によってここで使用されている他の種類の石材とは識別が可能である。

- ①試料1: 明豊開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)
- ②試料2: 明丑開き       "       …… 石積の石 (安山岩)
- ③試料3: 明丑開き       "       …… 石積の石 (粗粒砂岩)
- ④試料4: 末広開き       "       …… 石積の石 (安山岩)
- ⑤試料5: 末広開き       "       …… 石積の石 (安山岩)



岩石試料採取位置図 (S=1:50,000)

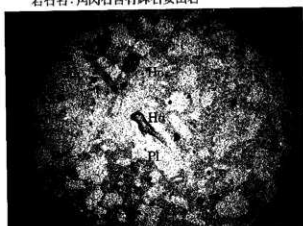


- ① 試料1: 明豊開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)  
 岩石名: 角閃石含有輝石安山岩  
 組織: 斑状組織  
 (斑晶) 斜長石 (pl) …… 1 ~ 3mm の柱状結晶が多数含まれる。自形結晶。  
 普通輝石 (Au) …… 0.5 ~ 1mm 大の単柱状結晶が点在。自形~半自形結晶  
 角閃石 (Ho) …… 0.5mm 大の柱状結晶わずかに含む。半自形結晶であり、風化変質して結晶の縁辺がオパールサイト化している。  
 (石基) 斜長石 (pl) …… 自形~半自形結晶であり、おおむね柱状結晶。
- ② 試料2: 明丑開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)  
 岩石名: 角閃石輝石安山岩  
 組織: 斑状組織  
 (斑晶) 斜長石 (pl) …… 1 ~ 3mm の柱状結晶が多数含まれる。自形結晶。  
 普通輝石 (Au) …… 0.5 ~ 2mm 大の柱状結晶が点在。自形~半自形結晶  
 角閃石 (Ho) …… 0.5 ~ 2mm 大の柱状結晶がやや多い。自形~半自形結晶であり、風化変質して結晶の縁辺がオパールサイト化している。  
 (石基) 斜長石 (pl) …… 自形~半自形結晶であり、おおむね柱状結晶。
- ③ 試料3: 明丑開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (粗粒砂岩)  
 岩石名: アーコース質砂岩  
 含有鉱物: 長石 (Ft) …… 1 ~ 3mm 大の斜長石 (Pl) 等の長石結晶 (他形結晶) 主体である。これらの長石類は花崗岩質岩起源と考えられる。パーサイトやマイクロクリンが顕著にみられる。  
 石英 (Qz) …… 1 ~ 3mm 大の他形結晶。  
 雲母 (Mi) …… 他の鉱物の間を埋めて雲母の微結晶が僅かみられる。
- ④ 試料4: 末広開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)  
 岩石名: 輝石安山岩 (全体的に斑晶多い)  
 組織: 斑状組織  
 (斑晶) 斜長石 (pl) …… 1 ~ 5mm の大きな柱状結晶が多数含まれる。自形結晶。  
 普通輝石 (Au) …… 0.5 ~ 2mm 大の柱状結晶が点在。自形~半自形結晶  
 (石基) 斜長石 (pl) …… 自形~半自形結晶であり、おおむね柱状結晶。
- ⑤ 試料5: 末広開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)  
 岩石名: 輝石安山岩 (全体的に斑晶多い)  
 組織: 斑状組織  
 (斑晶) 斜長石 (pl) …… 1 ~ 5mm の大きな柱状結晶が多数含まれる。自形結晶。  
 普通輝石 (Au) …… 0.5 ~ 4mm の大きな柱状結晶が点在。自形~半自形結晶  
 (石基) 斜長石 (pl) …… 自形~半自形結晶であり、おおむね柱状結晶。

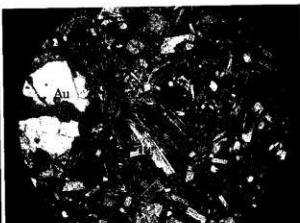
<岩石顕微鏡写真>

- ① 試料1: 明豊開きの潮受け堤防……石積の石(安山岩)

岩石名: 角閃石含有輝石安山岩



(クロスニ科尔)



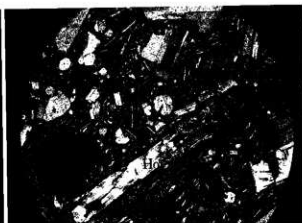
(オープンニ科尔)

- ② 試料2: 明丑開きの潮受け堤防……石積の石(安山岩)

岩石名: 角閃石輝石安山岩



(クロスニ科尔)



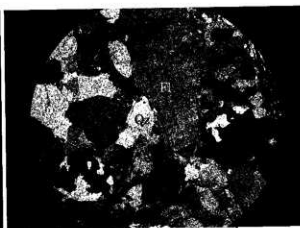
(オープンニ科尔)

- ③ 試料3: 明丑開きの潮受け堤防……石積の石(粗粒砂岩)

岩石名: アーコース質砂岩



(オープンニ科尔)



(クロスニ科尔)

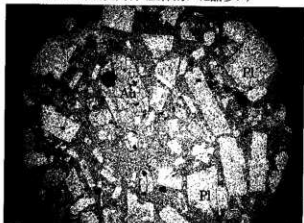
Mi

Mi

<顕微鏡写真>

- ④ 試料4: 末広開の潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)

岩石名: 輝石安山岩 (全体的に斑晶多い)



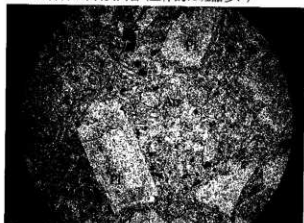
(オープンニコル)



(クロスニコル)

- ⑤ 試料5: 末広開きの潮受け堤防 …… 石積の石 (安山岩)

岩石名: 輝石安山岩 (全体的に斑晶多い)



(オープンニコル)



(クロスニコル)

史料編

一 明豊間の海面埋立許可取消

(一)

海面埋立許可取消之訓令案

訓令之第三二七号

玉名郡役所

熊本市桜井町

出願人 有吉昇吉

玉名郡玉水村

同 原口萬十郎

同郡横島村

照部運太

宮崎健二郎

沼田修三郎

真 豊三郎

西山勘十郎

西山又吉

右表玉名郡横島村大字横島地先公有水面

埋立区別四拾九町六段六步第三区二區スル分

許可二區區敷與、期限經過成功ヲ遂ケサル

ニ依リ本件免許ヲ取消シ候矣、此旨

相達スベシ

年 月 日

知事

(二)

郡長へ訓令案

玉名郡横島村ニ於テ有吉平吉外七名ハ

許可二區スル水面埋立ノ件ニ付、本月十四日付

送ニ第五七号御回答ノ趣ニ依リ埋立許

可取消方別添訓令相成候通りニ有之

候也、右ハ工事も未滿ニ付テハ、既成工事

ニシテ公営ヲ及ボス様ノ事ハ無之モノト相認

候也、若シ隠書等アル場合ハ命令書ノ

条件ニ基キ夫々除去セシムル旨ニ付、為念

御指圖方一石等ノ事件有之候ハ、急遣見込

ヲ立書申越相成度、此段申達候也

年 月 日

内務郡長

玉名郡長宛

理由本件ハ明治廿四年四日許可ニ相成

其後該埋立地ヲ二区ニ分チ成功スル事ニ

相成、廿九年三月工事委實ヲ許可シ

第一区ニ於テハ既に成功セシメテ以下渡相許

第二区ニ區スル分ハ明治三十一年十二月迄

延期願出、廿九年十一月許可ニ相成居候也

別紙郡長回答書ノ趣成功ヲ遂ケサル

ニ依リ主務省命令書ニ依リ免許

取消ノ御処分ニ相成候方可然ト相認

候ニ付、此段相伺候也

参照

命令書

簡略

第七條着手期限ニ至リ着手セズ成功期限  
ニ至テ成功セズ、其他本命令書ノ条項ニ従ハサル  
トキハ之ヨリ生シタル損害ヲ繼續セシム  
ヘキハ勿論本免許ヲ取消スコトアル  
ヘシ

第八條ヨリ十一條迄略ス  
第十二條第六條第七條ノ処分ニ依リ水面  
埋立免許ヲ失ヒタルキハ八願人  
ノ都合ニ依リ埋立工事ヲ中止シ若  
クハ中途廢止シタル場合ニ於テ既  
成工事ニシテ他ニ障害ヲ及ホスト認ム  
ルトキハ、行政庁ノ指定シタル期限  
内ニ之ヲ除却スヘシ、若シ期限内ニ  
除却セサルトキハ行政庁ニ依テ  
之ヲ除却シ、其費用八願人ヨリ  
徴取ス

三

有旨平吉外七名へ許可相成届候本部横島村  
大字横島字明豊間海面埋立之件ニ付、取調方  
二第ニ六四号御照会ノ趣ヲ承取調候処、期限経  
過ノ今日アテ着手モ出来兼、願人ニ於テハ埋立成功六  
ヶ敷見込ナル旨同村々旨ヨリ申出候間、右二御了  
知相成度此段及御回答候也  
明治三十二年二月十四日 玉名郡長古城弥二郎  
内務部長田中伸六殿

四

玉名郡長へ照会案  
玉名郡横島村ニ於テ左記ノ潛力海面  
埋立地許可相成届候処、既成功期限経過  
何等不申出不都合ニ付、御取調向分ノ儀  
二月十五日迄二御回答相成度此段及照会  
候也  
年 月 日 内務部長  
郡長宛  
玉名郡横島村大字横島字明豊間  
一海面区別四拾九町六反六歩 有旨平吉 外七名  
但三十二年十二月迄成功期限

二 大鹽開の海面埋立願

二

甲 海面埋立願指名案

玉名郡横島村

加藤 篤

外 二 名

明治三十二年二月二十日付願海面埋立ノ件

開闢ノ別紙命字書下付候条、接手ノ日ヨリ五日

以内ニ受書差出スベシ、若シ期日内提出セザルトキハ

本指名ハ無効トス

年 月 日 知事

理由

本件ハ別紙ノ認可相成候ニ付、御指名案

相同候

内務省農事第一一九号 熊本県

本年六月五日二第五三七号 稟

請海面埋立ノ件願届ク

明治三十二年八月十一日

内務大臣侯爵西郷從彦

二

乙 土木局長へ回答状

本月廿一日付甲第一一九号ヲ以テ海面埋立願

再調査ノ義ニ付御照会之趣ヲ奉、右ハ天々訂正ヲ

加ヘ及御返付候条、可然御取計相成度、此段及

回答候也

年 月 日 知事

宛

甲 第一一九号

六月五日付二第五三七号ヲ以テ海

面埋立ノ義願届相成候処

官有卜ナルハキ溝遺棄暫別

ニ於テ別紙付箋ノ通り進有

之候様被認候ニ付、更差相

成度別紙相添此段及照会

候也

明治三十二年七月廿一日

内務省土木局長田辺輝美

熊本県知事徳久恒親殿

三

甲 海面埋立ノ件ニ付願書

本県玉名郡横島村加藤篤外二名ヨリ同村

池先公有水面埋立ノ義出願致候ニ付、其地

調査為致候処、水利上ハ勿論関係町村ニ於

子モ何等異議無之ノミナラス 本人等ハ  
相成ノ實成アリシ不成功ノ見込無之候條  
矣、御認可相成價額並該命令書理立方法  
書設計書并圖面相添へ此段業請候也  
年 月 日 知事  
内務大臣宛

第七課土木管轄課長へ  
本県玉名郡横島村加藤野外一名ヨリ  
水面理立出願書二付、要宜為致候處、何  
等支障無之認又候条、至急認可相成  
候様御取計相成價額並該書  
相添へ此段及照会候也  
年 月 日 知事  
課長宛

四

公有水面理立三付命令書

熊本県玉名郡横島村

(※命令書之印刷部分はゴシック体、書込み  
部分は明朝体で示す)

加藤野  
出願人 坂本剛三郎  
種島勉 充

熊本県肥後国 玉名郡横島村大字横島字唐人川尻地先 一区之公有  
水面理立許可スルニ付本命令書ニ下附ス

- 第一条 本件公有水面理立区域ハ熊本県肥後国玉名 郡横島村大字横島字唐人川尻 公有水面々積四拾六町八丁九畝叁季二ニテ出願図面ノ通り以テ限リトス
- 第二条 本件公有水面理立目的ハ耕作地
- 第三条 理立ハ願書ニ記載ノ方法ニ依リ成功セシムベシ
- 第四条 工事着手ハ許可ノ日ヨリ六月 以内トス
- 第五条 成功期限ハ許可ノ日ヨリ向フ五ヶ年 トス
- 第六条 既に免許ヲ与ヘタル後ト雖モ成功ノ認可ヲ与フル事ハ既に公圖ヲ生シ拓  
クハ公圖ノ謬アルトキハ何時ニテモ無償ニテ命令書ノ条項ノ増減変更ス又ハ理  
立工事ヲ停止シ若シハ無シタルコトアルベシ
- 第七条 着手期限ニ至リ着手セズ成功期限ニ至リ成功セズ本命令ノ条項ニ従ハサルコ  
トアルトキハ之ヨリ生シタル損害ヲ賠償セシムベキハ勿論無償ニテ本免許ヲ取  
消スコトアルベシ
- 第八条 免許権ハ行政官庁ノ許可ヲ受ケルニ非ラサレハ担保貸付ニ供ス又ハ他ニ移ス  
コトヲ得ス
- 第九条 天災事變ノ為メ期限内ニ工事ヲシテ成功シカタク事アルモノハ其事由ノ止  
ミタル後ニテ 月以内ニ出願アルニアラザレバ延期許可セザルベシ
- 第十条 本件水面理立工事ノ為メ他ニ障害ヲ加ヘ又ハ加ヘントスルコトアルトキハ願  
人自費ヲ以テ之ヲ除カシメ又ハ手附セシムルコトアルベシ若シ之ヲ爲リタル  
トキハ行政官庁ニ於テ之ヲ為メ其費用ハ願人ヨリ徴収ス
- 第十一条 第六条第七条ノ処分ニ依リ免許権ヲ失ヒタルトキハ願人ノ都合ニ依リ理立工  
事ヲ中止シ若シクハ中途廢止シタル場合ニ於テ工費工事ニシテ他ニ賠償ヲ及  
ボスト認ムルトキハ願人自費ヲ以テ行政官庁ノ指定シタル期限内ニ之ヲ除却ス  
ベシ若シ期限内ニ除却セザルトキハ行政官庁ニ於テ之ヲ廢却シ其費用ハ願人ヨ  
リ徴収ス

(以下付圖)

第十二条 埋立成功ノ后其地所ノ道路溝渠堤防等公共ノ用ニ供スルキ分ハ無償ニ官有地トシ其他ハ出願人ノ所有ト定ム

- 一 道路敷區別急町四歩
- 一 溝渠敷區別式町八款式歩
- 一 堤防敷區別急町五区四款六歩
- 以上ノ地所ハ官有地トス
- 一 耕宅地區別四拾式町式区六款拾九歩
- 以上ノ地所ハ出願人ノ所有トス

前各項ノ通リ圖面ニ明記シ予メ官民有テ區別シ分別ノ規定スト雖トモ成功ノ后分別ニ異動ヲ生スル場合ハ更ニ丈量ヲ速ク進捗スルモノトス

第十三条 前各項ニ記載条件ハ出願人ニ於テ總テ遵從責任トス

右各々又

明治 年 月 日 熊本県知事

〔五〕

五名郡長へ

御所備横島村加藤郡外二名海面埋立圖面(御運進相成候處、右八左記ノ通り)必要ニ付御取調相成度、別紙通知此段及照会候也

年 月 日 内務部長 列

- 一 個人財産調御取調運進ヲ要ス
- 一 設計書ハ明治廿六年十一月訓令甲第九十七号堤防工事設計書雜形二種ノ調製ヲ要ス

〔六〕

五名郡備島村福島勉外式海面埋立圖面(御運進相成候處、右八左記ノ通り)必要ニ付御取調相成度、別紙通知此段及照会候也

退而原口列ニ於テ取調相成候子モ支障無之趣、客年本県へ書面差出居候由二有之候、此段及申察候  
明治三十二年四月廿五日



第三土木管区④  
内務部第二區郷中

〔七〕

二第 一五二号  
所轄内稱島村加藤舊別荘面埋立之件客月  
廿八日付二第 五三六号ヲ以願書送却御照会之趣  
ニ依リ及示達置候處、別紙之通り夫々御照会  
出来候ニ付及御測候条、可然御取計相成度此段及  
回答候也

明治三十二年五月廿六日 玉名郡長古城弥二郎④  
内務部長田中伸六殿

議決書

熊本縣玉名郡稱島村大字廣島  
字唐山川尻

一埋立懸塚敷拾四万六千六百七拾壹坪八合七勺五才

此区別四拾六町八反九畝壹步

内

四千六百貳拾六坪 官有墓防敷

区別壹町五反四畝六步

三千四坪四合六勺 同道路敷

区別壹町四步

六千七百七拾六坪三合四勺 同溝渠敷

区別貳町五畝貳拾六步

拾貳万六千八百六拾五坪七合五勺 民有耕宅地下

十ノ目

区別四拾貳町貳反八畝廿五步

右八本村大字大圖加藤舊外式名目ノ趣面埋立耕宅地下十ノ目

の二子別紙ノ趣埋立願出候ニ付故障有無本村會ニ付議セシ

二聯經時ノ節無之旨議決候條依議決書提出候也

玉名郡稱島村長

明治三十二年二月廿二日

村上重平④

議決書

玉名郡稱島村大字稱島

字唐山川尻

一埋立懸塚敷拾四萬六千六百七拾壹坪

区別四拾六町八反九畝壹步

右今般玉名郡稱島村稱島舊外式名目ノ趣面

埋立耕宅地下為ノ目之ニ子埋立出願ニ付テ八圖

樣地多ク本村ニ於テ故障ノ有無本村會ニ付議

セシニ聯經時無之旨議決政候條依テ承諾

書提出候也

玉名郡小五村長

明治三十二年四月十九日

横根義平 印

資産調査

玉名郡横島村

福島島充

玉名郡横島村

一 田六反三畝拾貳步

地價金四百貳拾貳圓六拾九錢八厘

相當價格 千九百貳圓

同郡同村

一 新開地 壹町壹反五畝八步

價格 二十四百五拾圓

同郡大濱町

一 新開地 貳町八反九畝步

價格 金八千六百七拾圓

一 九州紫葉 株券 五拾株 (五十圓私込)

一 同 三拾五株 (三十五圓)

同郡同村

同郡同村

加藤 篤

玉名郡横島村

一 田拾町五反六畝拾步

地價金七千五百九拾四圓四拾四錢六厘

價格 四万二千六百八拾九圓

同郡同村

一 畑壹町九畝貳拾步

地價金百三拾六圓三拾八錢九厘

價格 千五百圓

福岡県三池郡手織村

一 新開地 七町步

同 六千三百圓

同郡同村

同郡同村

坂本 勉三郎

玉名郡横島村

一 田五反五畝拾三步

地價金三百拾貳圓六拾九錢六厘

價格 千六百六拾貳圓

同郡同村

一 開墾地 四反壹畝貳拾壹步

價格 金千貳百五拾壹圓

同郡同村

一 新開地 八町五反步

同 貳万三千八百圓

同郡大濱町

一 畑壹町五反五畝步

同 四千六百五拾圓

同郡同村

右ハ今般當村字大開辨海面ニ於テ字唐人  
川開理立出願ニ付願人資産取調候処前  
記之通ニ有之候也

王左衛門島村長

明治三十二年五月十七日 村上重平 代理

助役 吉崎豊彦 印

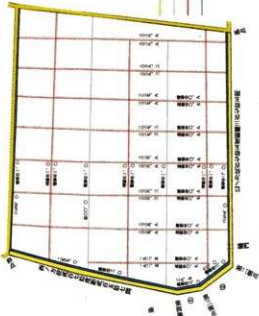
△

御附箋之後訂正致シ遺差仕候間  
宜敷御執計書成下度奉願候也

明治三十二年七月四日 福岡寛充 印

内務部第二課御中

此圖本紙に  
一、本紙に  
二、本紙に  
三、本紙に  
四、本紙に  
五、本紙に  
六、本紙に  
七、本紙に  
八、本紙に  
九、本紙に  
十、本紙に  
十一、本紙に  
十二、本紙に  
十三、本紙に  
十四、本紙に  
十五、本紙に  
十六、本紙に  
十七、本紙に  
十八、本紙に  
十九、本紙に  
二十、本紙に  
二十一、本紙に  
二十二、本紙に  
二十三、本紙に  
二十四、本紙に  
二十五、本紙に  
二十六、本紙に  
二十七、本紙に  
二十八、本紙に  
二十九、本紙に  
三十、本紙に  
三十一、本紙に  
三十二、本紙に  
三十三、本紙に  
三十四、本紙に  
三十五、本紙に  
三十六、本紙に  
三十七、本紙に  
三十八、本紙に  
三十九、本紙に  
四十、本紙に  
四十一、本紙に  
四十二、本紙に  
四十三、本紙に  
四十四、本紙に  
四十五、本紙に  
四十六、本紙に  
四十七、本紙に  
四十八、本紙に  
四十九、本紙に  
五十、本紙に  
五十一、本紙に  
五十二、本紙に  
五十三、本紙に  
五十四、本紙に  
五十五、本紙に  
五十六、本紙に  
五十七、本紙に  
五十八、本紙に  
五十九、本紙に  
六十、本紙に  
六十一、本紙に  
六十二、本紙に  
六十三、本紙に  
六十四、本紙に  
六十五、本紙に  
六十六、本紙に  
六十七、本紙に  
六十八、本紙に  
六十九、本紙に  
七十、本紙に  
七十一、本紙に  
七十二、本紙に  
七十三、本紙に  
七十四、本紙に  
七十五、本紙に  
七十六、本紙に  
七十七、本紙に  
七十八、本紙に  
七十九、本紙に  
八十、本紙に  
八十一、本紙に  
八十二、本紙に  
八十三、本紙に  
八十四、本紙に  
八十五、本紙に  
八十六、本紙に  
八十七、本紙に  
八十八、本紙に  
八十九、本紙に  
九十、本紙に  
九十一、本紙に  
九十二、本紙に  
九十三、本紙に  
九十四、本紙に  
九十五、本紙に  
九十六、本紙に  
九十七、本紙に  
九十八、本紙に  
九十九、本紙に  
一百、本紙に

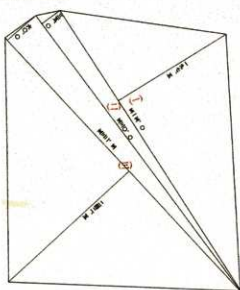


○●ハ  
○ハ  
●ハ  
○ハ  
●ハ



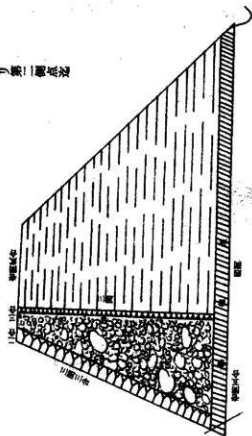
補倉地與補式地之補倉地補式地三區圖

補倉地與補式地之補倉地補式地三區圖

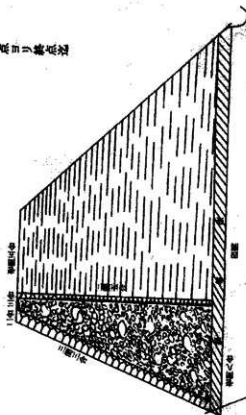


1. 補倉地  
 2. 補式地  
 3. 補倉地  
 4. 補式地  
 5. 補倉地  
 6. 補式地  
 7. 補倉地  
 8. 補式地  
 9. 補倉地  
 10. 補式地  
 11. 補倉地  
 12. 補式地

基点ヨリ第一視點迄



第一視點ヨリ第二視點迄



海頭御立願

熊本縣五名郡横島村大字横島

字番八八八

一坪立総坪數拾四万六百七拾壹坪九合五勺

此内別四拾六町八反九畝步

内

四十六百貳拾六坪

反別壹町五反四畝六步

三十三百七拾六勺

反別壹町二步

六千五百七拾五坪五合四勺

反別貳町五畝貳拾五步

拾壹万六千八百六拾六坪六合五勺 民有耕宅地下

久々目的

官有堤防敷

回邊溝敷

回邊溝敷

反別四拾貳町貳反八畝貳拾六步

右者熊本県玉名郡横島村大字横島地先海面  
干潟ヲ埋立耕宅地トシテ度測願ニ有之床地  
概略圖記ノ反別測計可致取下度然ル上ハ  
御規則堅ク遵守シテ測五ヶ年間ヲ以テ成功ニ  
至リ候様可仕、勿論石ニ付キ關係ノ村落ニ於テ  
測量線ノ距離ニ依テ別紙圖面並ニ設計  
書共相送此段務願候也  
熊本県玉名郡横島村大圖  
明治三十二年二月二十日

加藤 廉 印  
同県同郡同村横島  
坂本樹三郎 印  
同県同郡同村会所  
福島勉充 印  
右村長  
村上重平 印

熊本県知事徳久恒範殿

海面埋立方法書

熊本縣玉名郡横島村大字横島字唐人山西向ノ  
方位ニ於テ海面ヲ埋立出願ニ付キ、其方法左ニ錄  
陳仕候

- 第一條 埋立ノ位置並ニ区域左ノ如シ
- 一 該村字大開沖堤防基点ヨリ第三測点迄已ノ方位百七拾五度距離三百七拾五間
  - 二 第一測点ヨリ第三測点迄未ノ方位貳百貳拾五度距離六拾間
  - 三 第三測点ヨリ第四測点申ノ方位貳百五拾四度距離三拾八間五合
  - 四 第四測点ヨリ該村字明島西西南隅沖堤防ニ至ルヲ以テ終点トシテ前ノ方位貳百七拾五度距離貳百五拾七間
- 前区圖内ヲ埋立地トシテ二面ノ周圍ニ築堤スルモノトス
- 第二條 埋立線成ノ上ハ官有地トナスヘキ分ヲ除キ他ハ郡字耕宅地トナスヲ以テ目的トス
- 第三條 堤防長七百三十拾間五合築堤スルモノトス其内畝左ノ如シ
- 一 基点ヨリ第二測点迄ノ堤防長三百七拾五間トシテ高撫三間三合根敷七間七合馬路卷間七合トス
  - 一 第一測点ヨリ終点迄堤防長三百五拾五間五合トシテ高撫三間八合根敷七間馬路卷間トス
- 第四條 着手ハ御許可後六ヶ月以内ニ起工スルモノトス
- 第五條 成功ハ御許可ノ日ヨリ起算シ向テ滿五ヶ年ヲ以テ竣工ノ期限トス
- 第六條 埋立字定區別四拾六町八反九畝步ニシテ成功ノ上官有地トナスヘキ分及願人所有ニ定メラレ候場所ノ區別左ノ如シ

一 堤防敷反別 壹町五区四畝六步

一 道路敷反別 壹町三歩

一 灌漑敷反別 貳町五畝貳拾五歩

前三項ハ公供ノ用ニ供スヘキ分ニ付實有地ニ

定メラレ度分

一 耕宅地反別四拾貳町貳反八畝貳拾六歩

本項ハ願人所有ニ定メラレ度分

第七條 前条ノ通告書ニ二條スヘキ分願人所有ト

スヘキ地区ノ規定スト雖トモ成功ノ上反別ニ

多少ノ異動ヲ生スルハ免カレサル義ニ付其間ニ

至リ更ニ寸違ヲ逢ケ理定スルモノトス

第八條 埋立係ル部費額壹萬八千五百

五拾四円貳拾七錢四厘ハ出願人ヨリ出金スルモノトス

第九條 埋立地造成ノ上地所分額ハ出願人

各自出金ノ多寡ニ依リテ區別ヲ分得ス

第十條 埋立費出願人負担ノ金額ハ別ニ

出金決定書ヲナシ願人用ノ時々急遽

出金スルモノトス

第十壹條 工事中手ヨリ竣功迄ハ充分ノ事務可

有之ニ付願人中ヨリ姓名ヲ互換シ該事

務ヲ回ラシム

第十貳條 工事中自陸軍役事變ノ為ニ于算

金額ヨリ増額ヲナストキハ願人中協議

ノ上各自増出金ヲナシ竣功ヲ遅ルモノトス

右条項ノ方法ヲ以テ海面ヲ埋立竣功仕度此

段上申候也

熊本縣玉名郡横島村

明治三十二年二月二十日 加藤 篤 ④

同県同郡同村

坂本勘三郎 ④

同県同郡同村

福島勉九 ④

熊本県知事徳久恒範殿

(表紙)

明治三十二年二月貳拾日

玉名郡横島村大字横島地先海面埋立工事設計書

紙数表紙共拾枚

玉名郡横島村大字横島字唐人川尻海面

埋立工事設計書

一 金額 八千五百五拾四円貳拾七錢四厘

埋立区域第一測点ヨリ第二測点

石里千貳百拾壹埋立延長三百六拾七間高三間三合

但外八個測点別項設計アリ

理由海面埋立表石

材料	員 数	長	末口	単 価	計 金	備 考
碧石	一一一、一坪			円 〇〇〇	二四三、四	坪二貳拾石以内
栗石	九九〇、九			二 〇〇〇	二九七、二	根敷壹間五合馬踏三合高三間
松木	三六七、〇本	二〇間	〇、尺	〇七五	二七、	前後敷成木間二卷本
間	七三四、〇	二〇	〇、二	〇七五	五五、	間杭間二卷巻末二ツ切ニシテ用
瓦工	一一一、一人			四〇〇	四八、四	石垣坪二卷人
人夫	一一一、一			二五〇	三〇、二	瓦工手伝石垣坪二卷人
敷梁	一一一、〇締			〇四〇	四八、四	諸備及坪二拾締
計				〇	六七四、九	一三〇

右屋所

一萬七千七百八十八百六拾貳坪六合長三百六拾七間根敷四間  
 馬踏壹間式合  
 單出前項表石垣二付屬スル敷土ナリ

材料	員 数	長	末口	単 価	計 金	備 考
敷梁	三四、四九八			円 〇四〇	一三、七九	敷梁及坪二四締ツ、 締梁及坪二拾締ツ、
土	一八六、二六坪					石垣敷土立用
人夫	一七四、〇八人			二五〇	三三、五	土敷敷立坪二四八八分
計					四八、一五	〇四〇



獨立區域第二測点ヨリ終点迄

石垣千九拾八坪九合 長三百拾五間五合高三間八合

理由前項地面立沖堤防表石垣ナリ

材料	員 数			単 価	計 金		備 考
					円	匁	
野石	一一九八	九坪		二円	〇〇〇	三三九七匁	坪二貳拾石以内
野石	一一五九	四六五坪		三	〇〇〇	三四七八 三八八	根敷石間八馬踏三合五三間五合
松木	三三五	五本	二、間 、尺 三	〇七五	二二三	六六三	前後敷成木間工松本
間	六三	二	、三	〇七五	四七	三三五	留筋間二葉松本二ツ切シテ用
石工	一一九八	九人		四〇〇	四七九	五六〇	石垣坪二管入
人夫	一一九八	九		二五〇	二九九	七五五	石工手係石垣坪二管入
根敷	一一九八	九坪		〇四〇	四七九	五六〇	礎敷石坪二倍割
計					七二〇六	〇二	

右同所

一萬土立坪三千五百八拾八坪八合壹匁 長三百拾五間五合

高三間五合

根敷五間

馬踏三間五合

理由前項表石垣二付廣スル萬土ナリ

材料	員 数			単 価	計 金		備 考
					円	匁	
根敷	四二	一九八一		〇四〇	一六八九匁	九二四	敷石坪二四割 扶欄石坪二倍割
土	三五八	八二坪					石垣敷立用間建石坪三合八匁
人夫	一七三六	三人		二五〇	四三〇六	五七五	土取兼立坪二四八分
計					五九九四	四九九	

埋立区域第一測点ヨリ終点迄ノ内

潮留所地面 長四拾間

幅拾貳間  
高四台

材料	員數			單價	計金	備考
割石	一六〇坪			二四	〇〇	坪二貳拾伍之三寸三百貳拾石
要石	二八八			三	〇〇	八六 四〇〇 概敷芝間八台高四台
回	八〇〇			三	〇〇	二四〇 〇〇 土概敷ヨリ内閉市給間坪二貳拾
回	三六〇			三	〇〇	一〇八 〇〇 表石垣外閉市三間坪二二台
瓦工	一六〇人			四〇〇	六	四〇〇 五垣坪二卷人
人夫	一六〇			二五〇	四	〇〇 石工手伝石垣坪二卷人
土	二四〇〇坪					地間用 土俵卜台埋間二埋土 間連土俵六〇、
人夫	二五二人			二五〇	二八	八〇〇 土俵卷立坪二四人八分
土俵	一四四〇俵			〇五〇	七二	〇〇 土俵ニ成間土俵八間係動送具
繩代	八〇枚			五〇〇	四〇	〇〇 土俵押入用
竹	八〇本			二五	一〇	〇〇 繩代押入目用
粗梁	二四〇〇本			〇四〇	九六	〇〇 堤防敷内外給間用入用坪二五番
竹	五七六〇本			〇二五	八六	四〇〇 地間敷採用間連目尺四本ノ、
綱	二〇〇〇斤			〇三	二	六〇〇 採粗梁筋立用
松木	二二〇〇本	九尺	二寸	〇六五	七	〇〇 干本杭間二根本打三連分
人夫	八〇人			二五〇	二〇	〇〇 干本杭打用卷人摺五本
回	二四〇人			二五〇	六〇	〇〇 渠行線直鋪伏強粗梁筋立用
計				九七〇	六〇〇	

右回所

潮留所西小口四長拾四間

材料	員數	長	末口	単価	計金	備考	
松木	七〇本	四間	三寸	六五〇	四五〇	五〇〇	片割七間ノ、四割拾二五本打
同	二〇	四間	四寸	八〇〇	一六〇	〇〇〇	機張片割五通同割分
繩	二〇〇斤			〇二三	二	六〇〇	抗打付ヨリ繩張取定
土俵	六〇〇俵			〇五〇	三〇	〇〇〇	種代踏返賃共
人夫	四〇人			二五〇	一〇	〇〇〇	抗打ヨリ土俵取定
粗菜	一五〇 <small>俵</small>			〇四〇	六	〇〇〇	同割繩取定用
繩竹	三〇 <small>把</small>			二〇〇	六	〇〇〇	繩取定用
計					一六六	一〇〇	

右回所

潮留所長四拾間

高三間五合

根敷五間

馬踏貳間

材料	員數			単価	計金	備考		
土俵	一〇七 <small>俵</small>			〇六〇	六四二	六〇〇	根敷馬踏五合馬踏貳間高四合共五拾五俵	
土	三三六 <small>坪</small>						根敷馬踏高四合三間高四間高三合馬踏四合五坪共一〇坪 土俵三合馬踏四合五坪共一〇坪 馬踏貳間高四合五坪共一〇坪	
人夫	一六八 <small>人</small>			二六〇	四三七	〇六〇	土取敷立坪二五人ノ、	
粗菜	三三六 <small>俵</small>			〇四〇	一三四	四八〇	根敷馬踏土俵二拾五ノ、	
同	一四〇〇 <small>〇</small>			〇四〇	二六	〇〇〇	根敷馬踏通三拾五ノ、	
割石	一四〇 <small>坪</small>			三	〇〇〇	二八〇	〇〇〇	坪二貳拾石以内
栗石	一四七 <small>〇</small>			三	〇〇〇	四四一	〇〇〇	根敷馬踏四合馬踏三合高四合五合
石工	一四 <small>人</small>			四〇〇	五六	〇〇〇	石垣坪二壹人	
人夫	一四〇			二五〇	三五	〇〇〇	石工手俵垣坪二壹人	
計					二〇五二	一四〇		

一 水門築石井筒造之所

理由井筒間長八間内法欄窓間家令築造間影造三間柱  
 貳本立ニシテ招戸巻收掛底積地積水造造坂石三枚重子懸積  
 長柱脚圓風台五勾ツ、水越石ヨリ柱石折圓覆石透角真石  
 踏積三折造灰角石ニ新築ス

材料	風 数	長	厚末 幅口	単 価		計 金		備 考	
				円	〇 円	円	〇 円		
人夫	三五	五人		三〇〇	一〇	六五〇	井筒床下ノ坪八八八八分ニ四 人ノ、		
同	四一			三〇〇	一三	三〇〇	地盤積水ノ八八八分ニ六ノ、		
同	二四	〇		三〇〇	七	二〇〇	井筒床及地盤積水ノ日敷三日間半 共一日ノ人ノ、		
水車	九	個		二〇〇	一	八〇〇	三日間一日三個ノ、ノ借料		
手桶	一〇			一五〇	一	五〇〇	水車用		
松板	二枚	三長	巾尺二寸 厚二寸	三〇〇	三	六〇〇	敷板用 地盤木ノ上ニ敷キノニ 二間ニ包テ敷ク、		
松角	二四	〇	六長 四間	一尺角	一	五〇〇	三六	〇〇〇	地盤木ニ夕敷分
大工	一九	二		三五〇	六	七二〇	地盤敷木造分方居二八分ノ、		
人夫	二〇			三〇〇	六	〇〇〇	地盤積木造石水越石持込夫		
杭木	二四	本	一間 二尺五	〇三	五	八四〇	千身杭用		
釘	四	八		〇〇	五	〇〇五	二四〇	千身杭釘付用	
大工	一	人				三五〇	千身杭掘り及釘付込一切		
灰石	六	本	一間 一尺角	八〇〇	四	八〇〇	廻石間分		
真土	六	坪		一	二〇〇	七	二〇〇	地盤積水ノ外埋込用	
白灰	六	俵		二〇〇	二	二二	〇〇〇	地盤積水ノ外埋込真土三拾機ノ、	
人夫	六	人		三〇〇	一	八〇〇	真土水越		
真石	一	本	八尺 巾尺五寸 厚二尺	六	四五〇	六	四五〇	水越用	
同	二	六尺五	同	四	四〇〇	八	八〇〇	懸柱用	

同		二			六尺五	同	四	四〇〇	八	八〇〇	雜用
割石		三四坪					三	六〇〇	八六	四〇〇	井欄割割石石用
同		九坪六					二	〇〇〇	十九	二〇〇	井欄内外石門張石用
栗石		二四					三	〇〇〇	七	二〇〇	築土用
墓石		二本		九尺	一尺角	五	〇〇〇	一〇	〇〇〇	〇〇〇	石坊及塔敷分
同		二		四尺五	厚八寸	二	〇〇〇	四	〇〇〇	〇〇〇	割石
同		九		八尺五	一尺角	三	〇〇〇	一八	〇〇〇	〇〇〇	墓石
割石		三坪					二	〇〇〇	四二	〇〇〇	段上土庫石垣用備分
栗石		四三坪二					三	〇〇〇	二九	六〇〇	割石石用
匠石		七八坪五			六尺	三	〇〇〇	三三	六五	六五	膳廳割分三ヶ所並二箇二百坪 長三箇五尺
人夫		十五人						二〇〇	四	七四〇	膳廳割分三ヶ所並二箇二百坪 長三箇五尺
割石		三八四坪					二	〇〇〇	七	六八〇	築土石用
栗石		一一五					三	〇〇〇	三	四五〇	築土石用
栗坪		五八四坪						九九〇	五五	五八	膳廳石垣並二ヶ所及築土石垣石 匠石工費
人夫		一〇〇						二五〇	五	〇〇〇	膳廳石垣並二ヶ所及築土石垣石 匠石工費
同		一〇〇						三〇〇	三	〇〇〇	柱立用
白灰		一〇〇						二〇〇	四	〇〇〇	地蔵水塔及佛壇口邊迄
松葉		一畝						六〇〇		六〇〇	築土用
薪		一五把						〇一五		三三五	築土用
赤土		三畝						二〇〇		六〇〇	築土用
塩		三升						〇五〇		一五〇	築土用

根菜	一三四	四				〇四〇	五	三七六	敷粗菜用
同	四五〇	〇				〇四〇	一八	〇〇〇	敷粗菜用
炭木	八本	二間	一尺	三寸		一〇〇		八〇〇	敷成木
同	四八	一	二寸	五		〇三五	一	六八〇	敷杭木
同	二四	二	三寸			〇七五	一	八〇〇	張石留杭敷成迄
招戸	一枚				三	〇〇〇	一三	〇〇〇	
之方	一組						一六	〇〇〇	
石土俵	七俵					一〇〇	七	二〇〇	新留迄間内締切用
人夫	一五人					三〇〇	四	五〇〇	招戸之方並二新留後間内外締方迄
計							六一〇	七四四	

右同所

一裏土立坪重千八百六拾貳坪六合最三百六拾七間板敷四間  
 高三間  
 附總門式合  
 理由前項表右項二付屬スル裏土ナリ

【文書の内容】

熊本県における明治時代の干拓に関する文書は、熊本県立図書館の旧政資料第三類水面に分類され保存されている。県内各地からの干拓の願い出は、小規模な干拓が多い天草郡からの願い出が最も件数が多い。その中で、一、明豊間の海面埋立願の変更に関する文書と、二、大豊間の海面埋立願と許可に到るまでの文書を掲載した。

明治時代における、民間の干拓に関する行政上の手続きは、「海面埋立願」、「公有水面埋立願」などとして地主の有力者層から当該町村長名を添えて県に提出された。出願人は、親戚である場合が多い。願い出には、干拓場所、干拓面積、官有地（堤防、道路、溝渠）と民有地（宅地、耕地）の面積区分が示され、埋立方法書、堤防、樋門の設計書が添えられた。県からさらに政府の所轄官庁である内務省へ届けられ、内容を審査の上、事業が計画通り実行可能と判断されると、公有水面埋立の命令書が下付された。命令書には実施における各条件が示されている。様式は決まっていたようで、埋立場所、出願人、許可後の着手期限、成功期限等は様式に書き込む形式になっている。干拓に着手すると、当初の計画通りには進まない場合もあつたようで、干拓範囲の変更、出願人の加除の届出などがみられ、干拓自体の取り止めも少なくなくなつたと考えられる。干拓が予定どおり完了すると、その旨「海岸埋立成功届」、「堤防細図」、「埋立開墾完成二付、御下渡願」などとして届けられ、認められると出願人の所有するべき耕地地については、登記となる。

明豊間に關しては、一の干拓内容変更に関する文書を確認した。文書によると、明豊間は明治四四年四月に許可を受けその後埋立地を二区に分けることになり、そのうち第一区は既に成功しているが、第二区については、明治三十一年十二月まで延期を願い出たにも関わらず、その期限が過ぎても着手することすら出来ず、結局許可取り消しとなつたことが判明する。この取り消しとなつた第二区の四十九町六区六帖は後の大豊間に相当する部分である。期限が過ぎても干拓が完了していないことで、熊本県の内務部長から玉名郡長宛に状況の回答を求め、これを受けて玉名郡長古川弥二郎から明治三十二年二月十四日付で干拓にまだ日数を要す旨回答されている。その後の取り消しの年月日については、起案の回答書のみで不明であるが、二月十四日以降、近い時期に取り消されたと思われる。後述する大豊間の埋立願は、明治三十二年二月二十日付で提出されており、日付が接近していることから推測すると、明豊間の干拓中、既に第二区の干拓は工事の見込みが立たず、取り消し以前に明豊間の出願人八名とは別に、大豊間の出願人三名によつてその部分を引き継ぎ形で計画が継がれていたとと思われる。

大豊間に關しては、一の海面埋立願から許可を得るまでの一連の文書がほぼ残っており、当時の状況を知らることが出来る。明治三十二年二月二十日付で海面埋立願が提出されており、明豊間の第二区の干拓許可が取り消されるのもその日付前後であるとみられる。その後、干拓の実権にあつた、県の米川官員による現地調査が行われ、さらに出願人の資産調査、堤防工事の設計書の調整、隣接する小天村の承諾書、干拓面積の内訳の変更などの要求がなされ、願出は一旦却却されたあと、訂正後明治三十二年七月四日付で再度提出されている。干拓の審査は比較的重なりだつたようで、このことは明豊間としての干拓が一度失敗したことも影響していると思われる。

大豊間の埋立工事設計書には、総額で二万八千五百五十四円二十七錢四厘が計上され、内訳は、堤防及び樋門の工事に要する費用である。構成は、人件費と材料費のみであり、現在の工事請負費での直接工事費に相当する。堤防と樋門のそれぞれの断面、堤防の標準断面図と併せて構造等が判明する。堤防の断面形は台形を呈し、海側の石積は、練積用のモルタル又は石灰分計上されていないことから間知石の空積だつたようである。樋門は、樋筒（樋管部分）の長さ八間、内寸が幅一間二合、高さ一間、総寬が三間の「改戸樋門」であり、部分的に真石（花崗岩）と灰石（阿蘇産細粒灰岩）が使用されたことが判明する。樋門は昭和五十年の改修の時点では、二枚戸樋門になっており、大正若しくは昭和の潮害後に二枚戸に改修されたと考えられる。（未水）

# 報 告 書 抄 録

ふりがな	たまなしかんたくかんれんしせつちようさほうこくしよ							
書名	玉名市干拓関連施設調査報告書							
別冊名								
巻次								
シリーズ名	玉名市文化財調査報告							
シリーズ番号	第25集							
編著者名	末永 崇							
編集機関	玉名市教育委員会							
所在地	〒869-0292 熊本県玉名市岱明町野口2129							
発行年月日	平成23(2011)年3月22日							
ふりがな	ふりがな	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号					
きやうたまなかんたくしせつ 旧玉名干拓施設	くまもとけん 熊本県  たまなし 玉名市  おおはままち 大浜町  よこしままち 横島町	43206		32°52'03"	130°31'25"	平成17年4月1日 ～ 平成23年3月31日	-	
所 収 遺 跡	種 別	主 な 時 代		主 な 遺 構		主 な 遺 物		特記事項
旧玉名干拓施設	建造物	明治時代		干拓堤防、樋門				



## 印刷仕様

---

- 版 型/A4 判
- 頁 数/160 頁
- 印 刷/オフセット印刷
- 製 版/スクリーン線数 200 線
- 用 紙/表 紙 (アートポスト 220kg)  
見 返 し (色上質紙 70.5kg)  
本 文 (マットコート紙 76.5kg)  
巻頭図版 (アート紙 76.5kg)
- 製 本/左無線綴じ

玉名市文化財調査報告 第 25 集

### 玉名市千拓関連施設調査報告書

平成 23 (2011) 年 3 月

---

平成 23 年 3 月 21 日印刷

平成 23 年 3 月 22 日発行

編集発行 玉名市教育委員会  
〒869-0292 熊本県玉名市岱明町野口 2129  
TEL 0968-57-4429

印 刷 玉名民報印刷  
〒865-0015 熊本県玉名市亀甲 261  
TEL 0968-72-2535